

平成21年6月19日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八子
8番 上野淑子
10番 吉川里己
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	馬	渡	公	子
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選	挙	管	大	宅	敬	一
監	査	委	大	曲	洋	一
農	業	委	西	村	益	生
員	会	事				
務	局	長				
事	務	局				
長						

議 事 日 程 第 6 号

6月19日(金)10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 第64号議案 | 専決処分の承認について(平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第1回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第 2 | 第65号議案 | 専決処分の承認について(平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第1回))(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第 3 | 第54号議案 | 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例(質疑・総務常任委員会付託) |
| 日程第 4 | 第55号議案 | 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第 5 | 第56号議案 | 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第 6 | 第57号議案 | 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例(質疑・福祉文教常任委員会付託) |
| 日程第 7 | 第58号議案 | 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例(質疑・産業経済常任委員会付託) |
| 日程第 8 | 第59号議案 | 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託) |
| 日程第 9 | 第60号議案 | 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(質疑・総務常任委員会付託) |
| 日程第10 | 第61号議案 | 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更について(質疑・総務常任委員会付託) |
| 日程第11 | 第62号議案 | 平成21年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(質疑・所管常任委員会分割付託) |
| 日程第12 | 第63号議案 | 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算(第1回)(質疑・総務常任委員会付託) |
| 日程第13 | 第66号議案 | 平成21年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(質疑・所管常任委員会分割付託) |
| 日程第14 | 第67号議案 | 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算(第1回)(質疑・建設常任委員会付託) |
| 日程第15 | 報告第1号 | 平成20年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に |

		ついて（質疑）
日程第16	報告第2号	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第17	報告第3号	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（質疑）
日程第18	報告第4号	平成20年度武雄市土地開発公社事業報告について（質疑）
日程第19	報告第5号	平成20年度財団法人武雄市体育協会事業報告について（質疑）
日程第20	報告第6号	専決処分の報告について（質疑）
日程第21	請願第2号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（趣旨説明・質疑・福祉文教常任委員会付託）

開 議 9時59分

議長（杉原豊喜君）

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

執行部より、報告第5号の一部訂正の請求がなされ、一部計算の誤り等軽微な錯誤であると判断し、差しかえによる訂正を許可いたしております。訂正後の報告書はお手元に配付しておりますので、よろしくお願いたします。

市長から追加提出されました第64号議案から第67号議案まで及び報告第6号を一括上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

これより議案審議を行います。

日程第1 第64号議案

日程第1 第64号議案 専決処分の承認について（平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回））についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

おはようございます。それでは、第64号議案 平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の専決処分について補足説明を申し上げます。

今回の専決処分は、平成20年度武雄市国民健康保険特別会計で、歳出見込みに対しまして、歳入見込みで8,943万5,000円の不足が生じました。平成21年度の武雄市国民健康保険特別会計予算を追加補正させていただくものであります。

不足の主な原因といたしましては、医療制度改正により後期高齢者医療制度が創設され、

75歳以上の方が新たな保険者に移行されたことによる国民健康保険税の収納率が2%ほど落ちています。収納金額に置きかえますと2,700万円程度の収入減が見込まれます。

次に、調整交付金の中で、精神、結核等の医療機関にある保険者については、特別に交付されておりました調整交付金が制度改正により減額され、3,400万円程度の減額交付となっております。

さらに、30万円以上の高額レセプトに対する給付を県内の保険者で共同事業として行っておりますが、拠出金が交付金を上回る形で確定を見ましたので、その差額3,500万円程度の減額交付となったことが主な原因として上げられます。

それでは、平成21年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書（第1回）の1ページをお願いします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,943万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ総額57億7,120万8,000円といたしております。

それでは、予算説明書の(4)ページ、歳出より説明いたします。

第13款．前年度繰上充用金では、先ほど説明申し上げましたように、平成20年度の歳入の不足を補うため、8,943万5,000円を充てております。

(3)ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、3款．国庫支出金、1目．財政調整交付金、1．普通調整交付金で6,740万円を、また6款．県支出金、2項．県補助金、1目．県財政調整交付金で2,203万5,000円を計上いたしております。

以上で第64号議案の補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第64号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長の答弁を聞いておりますと、歳出で8,943万5,000円の、いわば穴があいたというのはおかしいけれども、減ったと。これは歳入で県財政調整交付金の2,203万6,000円ですね。この差額はどやって補てんしていくんですか。

結局、普通調整交付金の6,740万円ですね、県の2,203万6,000円、これは先ほど医療制度の改定によって国の交付金が減らされたという面もありましたね。これは十分補償できるのかということなんです。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

ただいま申し上げましたように、国の国庫支出金での財政調整交付金、それから、県の財

政調整交付金で補てんされるものと思っております。

〔22番「間違いなかね」〕

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

後期高齢者医療制度に移行したことによって、おいしい部分というのはおかしいですけども、非常に納付率がいい人が減ったということで、2ポイント下がったということなんです。このままいけば収納率低下によるペナルティーも考えられるわけですね。国保は入ってこない上にもっと入ってこなくなるということで、そこらについてはどのようにお考えでしょうか。将来の見通しですけど。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

確かに議員がおっしゃいましたように、後期高齢者の納税率の高いところがいったということで、残っておられる方のところの国保税をどうするかということでございますけれども、これにつきましては、やはり収納率を上げていくということで努力いたしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

結局、うちだけじゃないと思うんですよね。しかも、大きな制度改正のときにこのペナルティー、このまましておけば、どこでもやっぱりペナルティーかかると思うんですよ。今までと違うんですから。ペナルティーかかったら、結局はまじめに払った人たちがまた倍になるわけですよね。結局、資格証かれこれの話がよく出ますけど、その財源を手当てすればいいですよ。ちゃんと取らなければ、安い人は安く掛けているんですから、払う人が払わん人の倍になるわけでしょう。今度はペナルティーもかかるんでしょう。かかるおそれがあるんでしょう。絶対かからんと保証されますか。だから、そこは本当に考えてもらわんぎ、まじめな人たちは払わんですよ。

それともう1つ、これは市長ですけどね、こういう制度のときに、どこでもポイント下がっておるとですよ。だから、今回は国に対してペナルティーをかけるなど、そういう進言をしていただく。私がずっと昔から言いよったとは、一般会計から幾らか補てんせろですよ。それを踏まえて、ぜひそういう活動をしてもらいたい、国に対してですね。結局は75歳以上のまじめな人たち、この人たちがもうほとんど払いよって、あと残ったのが物すごく悪いですね。払ったのは数ポイントやったですかね。ほとんどですよ。だから、ぜひこれはやっぱり取り上げていただいて、今回、少なくともペナルティーはかけるなというふうに決意を述

べていただきたいと思いますが、よろしく願います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

全くそのとおりだと思います。そして、国保がもう崩壊の危機に瀕している今、制度の抜本的改正、これは消費税とか、その財源も含めてきちんとやっぱり議論をする必要があると思いますので、ペナルティーの件はもちろん私から申し上げます。その上で、制度の抜本的改正についても、消費税の扱いを含めてきちんと国が制度設計をするように、自民党さん、公明党さんにもきちんと申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第64号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2 第65号議案

日程第2 第65号議案 専決処分の承認について（平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回））を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第65号議案 平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第1回）の専決処分について補足説明を申し上げます。

今回の専決処分は、平成20年度武雄市老人保健特別会計で、歳出見込みに対しまして、歳

入見込みで147万4,000円の不足が生じたものであります。平成21年度の武雄市老人保健特別会計予算を追加補正させていただくものであります。

老人保健特別会計の財源につきましては、支払基金、国庫支出金、県支出金で賄うこととなっており、次年度で精算されることとなっております。

それでは、平成21年度武雄市老人保健特別会計補正予算書（第1回）の1ページをお願いします。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ総額1,385万3,000円といたしております。

それでは、予算説明書の(4)ページの歳出より御説明いたします。

第5款・前年度繰上充用金では、先ほど説明申し上げましたように、平成20年度の歳入の不足を補うため、147万4,000円を充てております。

(3)ページの歳入でございますが、2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・医療費負担金で147万4,000円を計上いたしております。

以上で第65号議案の補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第65号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第65号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3 第54号議案

日程第3 第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして補足説明を申し上げます。

この条例は、昨年7月臨時議会において議決いただきました武雄市病院事業の設置等に関する条例を廃止する条例の平成22年2月1日施行による武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例6件の一部改正、2件の条例廃止を提案するものでございます。

第1条の武雄市職員定数条例の一部改正につきましては、病院事業職員の定数に係る規定を削除し、全体の職員定数を「472人」に、市長の事務部局の職員定数を「349人」に改正するものでございます。

第2条の武雄市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正につきましては、第4条の武雄市職員の給与に関する条例の一部改正における初任給調整手当に係る規定等の削除による引用条文の条ずれに伴う改正を行うものでございます。

第3条の武雄市職員の定年等に関する条例の一部改正につきましては、医療職給料表(1)の適用を受ける医師の定年規定を削除するものでございます。

第4条の武雄市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、医療職給料表(1)の適用を受ける医師に対し支給しております初任給調整手当、地域手当、単身赴任手当に係る規定及び医療職給料表の規定を削除するとともに、これらの規定の削除に伴う関係条項について、所要の改正を行うものでございます。

第5条の武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、市民病院に勤務する医師、看護師、診療放射線技師等に対し支給しております夜間看護手当等7件の特殊勤務手当の削除及びこれらの規定の削除に伴う関係条項について、所要の改正を行うものでございます。

第6条の武雄市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきましては、退職手当の調整額に関する規定のうち、医療職給料表(1)の適用を受ける医師の適用区分に係る規定の削除及びこの規定の削除に伴う関係条項について、所要の改正を行うものでございます。

第7条及び第8条につきましては、武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例及び武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例を廃止するものでございます。

これらの関係条例の一部改正または廃止の施行期日につきましては、附則第1条において、武雄市病院事業の廃止日と同日の平成22年2月1日からと定めておりますが、第8条の武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の廃止につきましては、当該条例第4条において、医療を円滑に行うための職員の派遣規定を定めており、規則で定める日から施行するというをいたしております。派遣の必要性、派遣期間等につきましては、今後、移譲先との詳細な調整を図り、当該条例の廃止期日を定める規則を公布したいと考えております。

附則第2条から第5条につきましては、関係条例の一部改正、廃止に伴う経過措置をそれぞれ規定しております。

以上、第54号議案 武雄市病院事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第54号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議長あてに通告しておりました武雄市病院事業の廃止、この第54号議案に関して市長の見解を聞きたいと思いましたがね、本会議であえて質疑をしたいわけですがけれども、1つは、基本協定の第6条、これは市長と池友会理事長との間に交わされた基本協定書の第6条に職員の採用に関する規定がなされております。第6条で、乙は引き続き勤務を希望する武雄市民病院の職員について、全員を採用しなければならないと。この柱一本ですね。それで、選考委員会の職員の待遇、給与条件等々の審議の中で、結局、出席をしている事務長の答弁では、武雄市の場合、今度廃止されようとしている給料表の、看護師の場合は医療職3ですね、技師は医療職2、こういったものが廃止されていくわけですね。そうすると、その給与についてはどうするのかと。希望者全員を採用することと中身の裏づけがどうなっていくのかという議論の中で、移譲先の給与表に基づくという答弁がその当時の事務長からなされております。

それで、けさ資料をもらいましたけれども、現在、池友会から派遣されている嘱託職員と武雄市の正規職員の給与の比較という資料をもらいました。嘱託職員ですから、現在、非正規ですよ。非正規で武雄市民病院に嘱託で派遣されている。ここの比較で見ますと、例えば25歳、リハビリ関係の嘱託職員の年収でいえば年額420万円、武雄市のリハビリの職員でいえば333万9,600円と。これで見ますと、約90万円ぐらい派遣されている嘱託職員のほうが多いわけですね。ずうっとそれで、ポイントで25歳、30歳、38歳というふうに出してもらっていますけれども、それぞれが嘱託職員のほうが多い、派遣されている職員のほうが多い。例えば、38歳で見ると、リハ関係でいえば年収678万円、市の職員の場合、495万1,000円、約180万円ぐらい違いますね。これはどうなんですか、この嘱託職員で派遣されている。移譲先が変わりますけれども、移譲先の給与表というのはどこの給与表になっていくのかということと、この給与水準というのは保障されるのかと。現在派遣されている、これを派遣しているのは池友会ですからね。契約相手が変わっていくわけですから、その担保をどうしていくのかというのが1点です。

現在、比較するとそうなんですけれども、条件いいわけですけどね。しかし、一方で非正規、あるいは今現在の医療職2であれ、3であれ、正規の市職員ですよ。将来的な身分の保障というものもあります。希望者全員を採用しなければならないという乙の義務規定が6

条でなされていますけれども、具体的なそれを裏づけるものというのはどういう形で出てくるのかですね。市長が包括的な内容を含んだ協定書をね、私の質問のときには2法人と協定書を交わしたい、あるいはその後の一般質問に対する答弁では、副市長と相談したけれども、3法人との協定書を交わしたいというふうに変わっていましたが、そこは市長はどう考えておられるのかですね。基本協定の第6条は池友会との協定書。契約相手が変わるわけですから、当然給与表も相手先に変わっていきますね。そこら辺どう担保をとっていくのかということをお2点答弁いただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

私のほうから資料に関して若干の補足説明をさせていただきます。

今おっしゃいましたように、池友会から派遣されている職員と市の職員に差があると。これにつきましては、基本的には池友会から派遣されている方につきましては現給保障ということをお前提に給与を計算しております。

それから、技師等につきましては、池友会のほうの職員につきましては、結構若いときから役職手当等がございまして、責任の度合いに応じた給料が設定されているというような特殊な条件等もございまして、こういう違いが出てきているものというふうにお理解しております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

資料の武雄市の給与の額ですけれども、これにつきましては、基本的にモデル給与と申しますか、学校を卒業しまして、すぐに採用されたという仮定のもとに出しております。政策部長のほうから先ほどありましたとおり、池友会から派遣をいただいて、うちの嘱託職員として今採用されている職員の方につきましては、例えば、38歳の方でいいますと、もう既に池友会においては相当の役職をこなしている職員ということでこのような額になっておまして、金額等につきましては、池友会、あるいは巨樹の会に引き継いでもらったときには、現給を保障してもらうような形で今後はお話を進めていきたいというふうにお考えしております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

給与のあり方ですけれども、先ほど部長答弁があったように、現給保障というのが原則であります。これは組織が変わるときというのは、私もいろんなところに出向いたしましたけれども、現給保障というのが第一なんですね。

それともう1つ、悪く書かれそうなのであらかじめ申し上げますと、基本的にあれなんですよね、5月の単月黒字をごらんになってわかるように、基本的に給与についてもBバイC、費用対効果という観点もぜひ勘案してほしいというふうに思うんですよね。

いずれにいたしましても、給与というのは実績に応じてやはり支払うべきところ、公務員の場合はなかなかそういったことはできないということもぜひ考えていただければありがたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

議長が市長に答弁を要請していただければ、2回目の質問は回数が1回減りますからね。私は包括的な内容を2法人と協定を結ぶのか、3法人と協定を結ぶのかという質問をしましょう。それを市長は答弁していないでしょう。そうすると、もう2回目の発言になってしまうんですよ。議事進行出してもいいですけどね、議事進行を乱発するなという意見がありますので、あえて言いませんけどね。

市長のね、悪く書かれそうだと。何ですか、これは。一般質問じゃないからこれ以上言いませんけどね、悪く書かれそうだとかね、市長、聞きよっとかな。

もう1つは、悪くとれば云々ということもありましたからね。私の質問に対しては、何でも悪くとりそうだと言いますけれども、そういう誤解と偏見のもとに答弁しちゃいかんですよ。悪く書かれそうだと、協定書もそうになっていくのかね。あるいはこの審議を含めて市民に知らせる文書の中で市長がそういうふうに考えているのかね。多聞第一であればね、そういうことは言わないことですよ。

そうすると、もう一回質問しますけれども、2法人と協定書を結ぶのか、3法人と協定書を結ぶのかということのを第1回目の質問でしましたね。これはぜひやってください。

もう1つ質問したのはね、基本協定書、契約相手が変わるわけでしょう。第6条一本でいくのか、あるいは市長が答弁した現給保障が原則だと。現給保障が原則だから、それをどうやって担保とっていくのかと。この第6条の一本だけで担保とれるのかと。費用対効果と言いますけれども、もちろんそれは給与だってそういう観点が必要でしょうね。しかし、現在保障されている身分と、そして仕事内容、業務内容と、それに応じて給与表の医療技師については医療職2、看護師については医療職3できちんと決まっているわけでしょう。

古賀事務長に聞きますけれども、もちろん事件案件として61号議案がありますので、契約相手の給与表に基づいてやっていくんだと。そうすると、相手の給与表というのはもう出ているんですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、ちょっとさっき答弁を興奮して失念しておりました。

3 法人とおっしゃいましたけれども、基本的に大卒のところは巨樹の会、池友会並びに私も武雄市の3者で協定を結ぼうと思っております。その中に給与のあり方、基本的に現給保障ということを書き込もうと思っておりますけれども、（発言する者あり）基本協定、いや、基本的に給与のあり方も書こうと思っております。その上で、実際の給与のあり方については、再三議会で答弁をしていますとおり、現給保障を条件として、新武雄病院と当該個人との契約になります。これは公務員においても同じ話であります。例えば、大庭政策部長の給与についても、基本的に公務員の給料、俸給表にありますけれども、任命権者の私と大庭政策部長というふうになりますので、それは組織の中で決める話だというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

池友会側の給与の制度でありますけれども、事務レベルでは打ち合わせやっておるわけですが、まだ正式にきちんと提示を受けているという状況ではございません。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

ちょっと今の平野議員の質問に関連をする部分がありますので、今聞かせていただきます。よろしいでしょう。ほかにありますか。いいでしょう、発言は。

議長（杉原豊喜君）

どうぞ。

30番（谷口攝久君）（続）

今の市長の答弁とか執行部の答弁の中にありましたように、費用対効果とか給与の問題ですね。費用対効果とか、それから総合的な職制、給与の体系によっていろいろ異なるということですが、今の池友会から派遣されている職員の方々については、現在の武雄市民病院の職制よりも値段が高い 値段ておかしいですね、単価が高いと。それはもう高い安いを、高いからいけないという意味じゃないですよ。高くていいですよ。

ただ問題は、移譲された後、市民病院が新武雄 武雄病院となるのかどうか、名称はわかりませんが、そうなった場合に、じゃあ、いわゆる給与の条件が現在の武雄市の給与体系と違った形になるということはあるわけですから、それは契約でしようけれども、そういう場合に、例えば、安くならなきゃいいということでしょうけれども、職制に応じて

は、例えば、今でいう費用対効果とか職制、いわゆる役職とか、あるいはやっている仕事の内容によっては給料が全然違うわけですから、費用対効果という問題からいけばね。そうなったときに、うんと安くなる人とうんと高くなる人とあり得る可能性だってあると。しかし、現給保障ということになると、最低限を確保されるということで契約が結ばれると思うんですけども、そこらのことが、じゃあ、むしろ給与が高くなることもあり得るのではないかと。例えば、武雄で病院長をしておったという実績の役職があれば、向こうに行ったときは、それが加算されて高くなるとかね、そういうふうなこともあり得るわけですかね。そういう点をちょっとお聞きしておきたいと思います。私が言っている意味おわかりと思いますけれども、よろしくをお願いします。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

御指摘の点を踏まえまして、これから話を進めていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

これから、もちろんそうですね、まだ移譲したわけじゃないですから、今から話し合いでしょうけど、私があえて今質問を間に入れたのは、いわゆる費用対効果とか給与実績、あるいは役職によって随分とそういう違いがあるとすれば、むしろ向こうから来ている方が、例えば同じ仕事を武雄市民病院でしたときに、その給料が現在の市民病院より高い値段の給与をやられているということになれば、そうすると、同じように今市民病院でやっている人たちが向こうに行ったときは、それと同じように高くなって向こうに移管できるのかなというふうに期待されるような気がしたもんですから、いいことだなと思ってのことであえてお尋ねしたわけです。

だから、給与とか、そういう今後の交渉の中で、現在の市民病院で頑張ってきたところに対しては給与を高くして、向こうの雇用者のチェンジになるんだということの理解をしいいのかどうかですね、そこら辺のことを聞きたいと思ったんですが、重ねて。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

現在の武雄市民病院の職員の給与につきましては、武雄市の給与制度に基づいて支給がされているということでありまして。

御指摘のとおり、移譲になりますと、希望される職員については池友会、あるいは巨樹の会に引き受けていただくと。新しい給与制度で運用がされていくということになるわけです。

けれども、その際の最初の格付といいますか、格付につきましては、現給保障をされるということを条件にお話を進めていきたいということをお先ほど申し上げました。

現在の給与と新病院になったときの給与がどうなるかということでは、確かにおっしゃいますとおり、高くなる場合も想定はできますけれども、そういったことも含めて、今後職員のことを大事に考えて話を進めていきたいというふうに考えます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

先ほどの市長答弁の中で、新しい病院と当事者との間での話し合いと、いろいろ書き込んでいきたいというふうに言われましたね。今、古賀事務長の答弁も悪くならないように交渉していくと言われましたけれども、移譲前にそういった整備をしていかなきゃいけませんので、基本協定の第6条では不足でしょう。採用しなければならないということだけでしょう。その他の労働条件だと給与条件については、どういう形で文書に起こし、担保をとっていくんですか。ここのところの市長の考え方が大事なんですよ。そこを答弁していただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

古賀事務長も答弁していますし、これから我々は現給保障をお願いしようということとしてしているのに、この段階でどこで担保するんだとか、文書を書けたとか、それは無理ですよ。要は、私たちとしてはまだ議決もされておられません。まず、この議決をすることによって、その後に労働者である病院スタッフの皆さんと池友会が真摯に話し合う。あくまでもまだ武雄市民病院で、我々としてもまだ直営でございますので、これからそこにきちんと入っていくということでもありますので、この段階でどうしろああしろと言われても、それはなかなか答弁はやっぱりできない。それはもう少し時期を見て私も判断をして、きちんと御説明したいというふうに思っております。

〔22番「議事進行」〕

議長（杉原豊喜君）

議事進行は議事進行席でお願いします。22番平野議員

22番（平野邦夫君）

それは議長がちゃんと質問内容聞いておるでしょう。だから、それにふさわしい答弁がなされているかどうかで議長が判断していただければ済むことですよ。

私が聞いていますのはね、ああせいこうせいというのは形式的な問題でしょう、1つはね。しかし、形式は大事なんですよ。基本協定の第6条で済みますのかというのが1つ。いや、担

保は当然必要ですよ、身分上の問題ですからね。それを契約で交わしていくのか、それは今後の課題ですよ。ああせいこうせいという中身まで私は踏み込んでいませんよ。相手の給与表が出てくるでしょう。現行の、いわゆる現給保障という立場から、形としてはどうして残していくんですかと。包括的内容を文書に残すというのであれば契約ですかと、それは当然聞くでしょう。移譲先が変わろうとしているわけですからね。あるいは職員の身分が54号でなくなってしまうわけですから、来年2月1日以降はね。それは聞くのが当然ですよ。

そういう答弁を求めているわけですがけれども、もう一回、再度議長のほうから要請していただきたいと。あとはもう総務常任委員会で聞きますけれども、基本的に市長は総務常任委員会に来ませんからね、そこは答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行について、市長、答弁いいですか。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほど答弁したとおりでありますけれども、基本的に私の考え方は、そういった形式よりも、まず何というんですかね、心、気持ちの問題だと思うんですよ。その形式ではなくて、まずどういうふうにかちんと労働者の皆さんたちに安心していただくか。それを踏まえて、最もふさわしい契約のあり方であるとか、どういうふうに担保をするのかと、それは考えさせてほしいと申し上げておりますので、ぜひ平野議員、ちょっと順番を御理解していただければありがたいと思っております。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。

ただいまの議事進行については、私ではちょっと答えることができませんので、市長にいいですかとお願いただけでございます。（発言する者あり）

質疑については、委員会付託が予定されている議案に対する本会議における質疑は議案に直接関係する大綱質疑とし、詳細は委員会にゆだねることとすると武雄市の会議規則でもなっておりますので、ここら付近の御理解もお願いしたいと思います。（発言する者あり）

29番黒岩議員、議事進行 質疑ですね。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ああいうときは議事進行は議長ですから、議長が判断してとめるか、言うなら、そこを指導すべきだと思います。

まあいいですけど、私の質疑は、結局、今の状態の中ではまだ職員さんたちとの話はできておらんわけでしょう。向こうとの話、巨樹の会ですか、契約していないという宙ぶらりんの中で、今、現給は保障するというふうにはまず出発したいということですね。現給保障しますからと今度、職員さんたちと話さにかいかんですね。順番ですよ。質疑の範囲内だと思いますけど、いいですか、議長。

今の状態をよう見て、まだ職員さんとも 職員さんというか、看護師さんとの労働条件を話さにかいかんですね。現給だから全部いいという話じゃないかもわからんね。給料表を見て、いや、即と行きたかという話かもわからん。それはわからんわけですね。だから、順番的に、今市長が思っているのは、まず入り口の現給は保障するんだと、そういうことで進めたいということでしょう。また労働条件をいろいろ話さにかいかんです。だから、私はプラスアルファもいいじゃないかという話もしましたけど、それは私の考えですよ。

だから、順番として、今、6条ですか、手元にはないですけども、それは原則論をしておいて、あときめ細かなのは今からつくっていくということでしょう。そういう理解でいいですか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

あくまでも私たちといたしましては、まず現給保障を希望、要望するということであります。その上で、順番論とすれば、先ほど黒岩議員がおっしゃったとおりであります。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

3ページに7条と8条がありますが、これを廃止するとなっていてまして、施行期日は第1条で、この条例は来年2月1日施行。ただし、8条の規定は規則で定める日から施行する。これはどう違うんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

議案書の3ページ、第7条であります。これは病院事業の使用料、手数料条例でありますけれども、2月1日に移譲するということでありますので、これについては廃止をすると。同日に施行するというにいたしております。

それから、第8条の移譲に伴う特別措置に関する条例につきましては、先ほど政策部長から補足説明がありましたとおり、職員の派遣の関係の規定がございますので、これにつきましては、施行期日がまだはっきりしないということもございますので、施行期日につきましては規則で定める日というふうにはいたしております。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私、この間の昨年5月30日にこの特別措置に関する条例が提案されました。私はさきの一般質問でも言いましたけど、非常に棒高跳び論理で、いろんな棒を持ってきて飛ぶわけですが、最終的に、今でもそうですけれども、はっきりしないと。あるいは職員の給与体系についても、あるいは契約の相手方についても市長は二転三転しました。2者で結ぶ、3者で結ぶと。結果的に基本協定書、昨年7月17日に結ばれている基本協定書というのは、いわゆる覚書、メモ、あるいは協定書、最終的に契約書としてどうして交わすか、その財産処分が議会にかけられて初めて成立する、最終的にですね。最終的に成立するのは、契約書を議会が、いわゆる処分の金額を議会が議決することによって最終的に、あくまでそれが最終でしょう。本質的にはだから、どんどんどんどん進んでいるわけですけれども、私の理解からいきますと。だから、まだ契約書が取り交わされていない、関係者のいわゆる合意もされていない中で事が進んでいると。棒高跳び論理を言いましたのは、その棒高跳びが、議会の主張は同意を得るから非常に重みはあるんだというふうにおっしゃっています。私はだから、本質的にまだ契約書が結ばれていないと。その契約書の最終的な、いわゆる今度、次の議案で出されている、申し入れにもあります、重畳的債務は引き受けるということで、いわゆる債務についての金銭に対してお互いに責任を持ちますと。だから、そういうことも踏まえて、はっきりしないと今事務長の答弁がありますように、この議案そのものもですね、(「54号のどこに債務と書いてある」と呼ぶ者あり)いや、ちょっと待ってください。私質問しているんですから。この議案のですね、私、勉強会の人にこの54号議案を言いましたけれども、私はだから、この議案が通ってもはっきりしないと。いわゆる契約書が交わされない限り、はっきりしないわけでしょう。いや、いろんなことの話合いが進まない。私はだから、この議案ではなくて、契約書を交わされたものが出てこない、主が、いわゆる本来議論しなければならないのが後から来て、こういう54号議案が先に来ていると。私はそれは逆さまじゃないかと、政策部長、勉強会の人に言いましたけれども、はっきりしないということは、なぜはっきりしないという答弁なんですか。

議長(杉原豊喜君)

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

今回、61号議案に提案をしておりますけど、移譲先について、1法人を加えるという考えであります。そういう形で、この協定書の問題、協定書とか、契約書とか、いろんな言葉が出ていますが、今まで結んでいきます基本協定書、これについては一切変更はしないという考えであります。だから、言いかえれば、名前が1つ加わるかなというような感じで受けとめてもらえればいいんじゃないかと思えます。その後、信友答申ですか、信友さんのほうから出てきたことで、移譲先の責務とか、武雄市の責務とか、いろいろあります。これにつきましては、別に覚書とか、そういうもので交わしていくようになるというように今私の

ほうでは考えているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

1つ、ちょっと私の名誉のためにも申し上げますと、二転三転しているとおっしゃいましたけれども、それは議事録をよく精査してからおっしゃっていただきたいんですよね。私、3者でまず協定をいきたいというふうに言って、3者にするか、2者にするか、それちょっと検討させてくれというふうに申し上げて、その後の時点で、やはりこれは3者のほうが適当ではないかというふうに申し上げて、これは佐賀新聞の記者さんも来ておられますけれども、そういうふうに書いていただいておりますところでもあるんですよ。

だから、そこはきちんとやっぱり精査をしていただいて、整理をして御質問していただきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

先ほど施行期日のことにつきまして、はっきりしないというふうに申し上げましたけれども、施行期日につきましては、一般的に公布の日から施行をしたり、あるいは特定の日から施行をしたり、施行の期日が特定できない場合には、今回のように規則で定める日から施行をしたりというんな方法あるわけですが、今回につきましては、第8条の部分につきましては施行日を現在のところ特定できないので、規則で定める日から施行するというふうになっているわけです。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

契約書、財産の処分、これはいつ議会を予定しておるんですか。

議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

お答えいたします。

昨年度もお話ししましたが、地方公営企業法によれば、財産の処分については予算で定めればよいということになっておりまして、それが議会の議決案件にはならないということでございます。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

議員の皆さん方をお願いいたします。54号議案だったら54号議案に対する質疑と、これをお願いしたいと思います。54号議案の第7条でこういうふうになっているけど、これはどうかと、こういった質疑をお願いしたいと思います。何か広範囲にどこからか引っ張ってきたようなものを質問されても、執行部も多分戸惑っているんじゃないかと思いますので、御理解をよろしくをお願いいたします。（発言する者あり）

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4 第55号議案

日程第4 第55号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎こども部長

藤崎こども部長〔登壇〕

第55号議案 武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案集5ページをお願いします。

新旧対照条文17ページから19ページでございます。

今回、改正をお願いする第55号議案は、第1条（武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例）、第2条（武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例）、第3条（武雄市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例）で、改正理由が同じであるため、一括して提案をお願いするものであります。

改正理由は、健康保険法等の一部改正による高額医療、高額介護合算制度の導入に伴い、高額介護合算療養費を保険給付として追加するものであります。

高額介護合算療養費とは、医療保険各制度の世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、新たに設定する自己負担額を超える額を支給するというものです。

合算する期間は1年間で、8月から翌年7月までを単位として設定されております。

また、第1条、第2条の社会保険各法の中に高齢者の医療の確保に関する法律を追加する条例は、後期高齢者医療制度が加わったことによる改正であります。

経過措置として、平成20年4月1日以降の医療費助成から適用され、ことしは初めての申請で、平成20年4月から平成21年7月までの16カ月分を8月から申請することになります。

なお、この条例の施行日は、施行の日といたしております。

以上で補足説明を終わりたいと思います。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第55号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5 第56号議案

日程第5 第56号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第56号議案 武雄市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の7ページでございます。

改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成21年5月22日に公布され、平成21年10月1日に施行されることに伴う所要の改正でございます。

今回の改正は、緊急の少子化対策として実施される医療保険制度における出産育児一時金の改正であり、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの1年6カ月間の経過措置として、4万円引き上げられるものであります。「35万円」を「39万円」とするものであります。

改正内容を申し上げますと、議案参考資料、新旧対照条文の20ページをごらんいただきたいと思っております。

附則に1項を加え、第4項とし、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する特例措置を設け、4万円を引き上げ、「35万円」から「39万円」にするものであります。

施行につきましては、平成21年10月1日からといたしております。

なお、支給額につきましては、産科医療補償制度の保険料3万円を加えた42万円となります。

以上で第56号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第56号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 第57号議案

日程第6 第57号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

第57号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の8ページでございます。

この議案につきましては、同センターを委託しております武雄杵島地区医師会より、内科、外科を救急科への標榜科目変更についての要望書が提出され、3月25日に同センター委員会を開催し、標榜変更について協議し、変更の承認をいただきましたので、改正するものでございます。

議案参考資料、新旧対照条文の21ページをごらんいただきます。

第3条中1号「内科」を「救急科」に改め、2号「外科」を削り、3号「小児科」を2号に改め、第4条表中、診療科目の欄の「内科 外科」を「救急科」に改めるものでございます。

施行につきましては、平成21年7月1日からといたしております。

以上で第57号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第57号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第58号議案

日程第7 . 第58号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

前田営業部長〔登壇〕

第58号議案 武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の9ページでございます。

本議案につきましては、本年4月1日に山内町商工会と北方町商工会が合併され、武雄市商工会としてスタートされましたので、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第17条中「、山内町商工会及び北方町商工会」を「及び武雄市商工会」に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第58号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第59号議案

日程第8 第59号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

第59号議案 武雄市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書は10ページ、新旧対照表は23ページでございます。

今回の条例改正は、病院事業の中で介護サービスを提供するために行うものであります。

現在、市民病院では理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士によるリハビリテーションを実施しており、患者の皆様の身体機能の回復に資するとともに、家庭や職場への復帰をサポートしております。これを一歩進め、退院後においても自宅でリハビリテーションを希望される患者の皆様を対象に訪問リハビリテーションを実施することにより、さらなる回復につながるものと考えております。

この訪問リハビリテーションの対象となられる方は、ほぼ介護保険の対象者であることから、第1条に「介護サービス」を加えるものであります。

次に、第2条に第5項として加える介護サービスの内容であります。第1号では、要介護認定者を対象とする居宅サービス事業を規定し、第2号では、要支援認定者を対象とする介護予防サービス事業を規定いたしております。

施行期日につきましては、平成21年7月1日といたしております。

以上で第59号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第59号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

1点だけお尋ねします。

医療サービスというのはおかしいですけども、そういう意味では、訪問看護とか、訪問介護とか、それから、そういう訪問のリハビリについて、そういうことを充実させることについては結構ですけども、訪問するリハビリのいわゆる資格、もちろん当然資格を持った

人しか行かないと思いますけれども、そういう状況の中で、急激にリハビリ関係の人数がですよ、今まで私たちがあそこにお世話になっている時代では2人か3人だったけれども、今37名とか36名とかというぐらい、かなり効果的な医療体制を組んであるということをお聞きしておりますが、そういう場合、いわゆる訪問介護とか、訪問してリハビリをする場合に、その資格要件を満たした条件の職員というですかね、介護士というですか、そういう方々の資格要件等についてはどういうふうな形になっているんですか。もしそれが質疑の対象にならなければお答えいただかなくていいんですけども、せっかく充実するとすれば、その点をお聞きしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、これは国家資格であります。看護師、あるいはドクターもそれぞれ国家資格でありますので、同様に考えていただきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

国家資格のことについては十分承知しています。それは医事法違反とかになりますから。

問題は、いわゆる症状とか内容によっては、いろいろそういう関係の施設なり、そういうところが武雄市内にもたくさんあるわけですから、そういうところを圧迫するような形にならないのかどうか、そこら辺がちょっと気になったものですから、あえて。そういうこと自体はいいことなんです。ですから、それが質疑の対象にならなければお答えいただかないでいいということを前段申し上げた上でお尋ねしたわけです。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

御心配には及ばないというふうに思います。

それは、武雄市民病院では現在多くの理学療法士、作業療法士等でリハビリテーションを行っております。これは患者の皆様の早期の退院、あるいは早期の社会復帰のために行っているわけですが、武雄市民病院に入院して、退院後も継続してリハビリが必要な方、こういった方々を対象に行うという目的で今回の条例改正をお願いいたしておりますので、現在、そういったお仕事をされている方々に御迷惑をかけることはないかというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今ちょっと質疑に該当しなければお答えいただかないということをもっと申し上げた上で申し上げているわけですから、もう1点、気になった点は、理学療法士とか、あるいは作業療法士とか、そういう方々の国家資格を持っていることについて派遣されることはやぶさかではないし、それが医療の充実であればなおいいことだと思っていますよ、それは。

ただ問題は、いつも思うのですけれども、要するに、いつも市長がおっしゃる多聞何ですか、1つとか、あるいはハートとおっしゃいますけれども、実際、理学療法士にしても、作業療法士にしても、病気を持って、あるいはそういう治療を受ける方々のハートをですね、いわゆる臨床心理士的な資格、そういうものを持ってやられたらもっと効果的だと思うのですけれども、武雄市民病院ではそういう分野のことはどういうふうにされて、しかも、そういうふうな分野のいわゆる医療を拡大されているか、（発言する者あり）そういうことを聞きたいと思います。だから、前もって断っているじゃないですか。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

これに対して答弁を求めますか。

〔30番「答えられんと言われれば答えなくていいですよ。質疑ですから。質疑に該当せんというなら、大事だということです」〕

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

私は、事務長が御心配ありませんと一刀両断に切り捨てられましたが、問題あるんですよ。具体的に今、市長御存じないですか。私は、紛れもなく市民病院の姿が変わっているというのは、私はこの条例だと思います。事務長は御心配ないと言われましたが、現場を調査してみてください。地域連携を推進すると言いながら、地域連携にとってこの病院内容の変更は、私は非常に障害になると。事務長、御心配ないと言われましたが、何を根拠におっしゃっているのでしょうか。

〔市長「議長」〕

議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。質疑の域を超えた質問になっているような気がするんですよ。議案に対する質疑をお願いしたいと思います。

〔23番「議案ですよ。居宅と介護、予防サービスをどうするかですよ」〕

答弁を求めます。答弁。（発言する者あり）

この条例についての答弁を市長から求めます。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御心配に及ばない理由は2点あります。

1点目が、先ほど古賀事務長が答弁したとおり、もともと市民病院に入院、あるいは通院されている方々を対象にするといったことで、これは民業圧迫には当たらない。

それともう1点が、これはあえて申し上げますけれども、民間の病院でも何人かこれは望まれているんですね。とても自分たちのマンパワーではもう足りないということで、もともとこれは要望として私のところに内々に来ておりました。これは民間の病院から来ております。

そして、最後につけ加えますけれども、これは基本的にこの前のリコールに伴う選挙で私公約に掲げております。こういったことも踏まえて、今回の条例の改正に及んだ次第であります。御心配ございません。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

事務長の答弁とあわせて市長も御心配ないと言われましたが、具体的にどういう問題かと。例えば、今まで市民病院に事故で入院されたと。今回、こういう形で居宅サービス、あるいは介護予防サービスが広がっていきます。そうした段階のときに、いわゆる市民病院の管轄する時間帯が期日が長くなっていきますよ。そういうときに、病院や市内、あるいは近隣のを含めて、介護施設、あるいは介護予防施設、その予防施設の部屋の確保の問題のときに矛盾が起こってきているんですよ。私は、そういう意味では市長は一刀両断言われましたけれども、御心配ないと言われておりますけれども、具体的には今まで診ていたのを今現在、もう市民病院では診てありますから、そういう意味では、今までの過去の例からいきますと、その部分の費用が入ってこない。具体的にそれがあっているわけですから、私はそれは、この市民病院の改正はよりそれがこれから大きくなっていくんじゃないかなと考えております。（「議案質疑がもう質問と要望になっているみたい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

今のに答弁できますか。（発言する者あり）23番議員、今の質疑に対して答弁要りますか。暫時休憩をいたします。

休 憩 11時10分

再 開 11時15分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで議事の都合上、10分程度休憩をいたします。

休 憩 11時15分

再 開 11時25分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

実は、この訪問リハビリをスタートさせる背景というか、その点についてお聞きをしたいというふうに思うわけであります。

私自身はちょっと個人的に相談されたのが1つありまして、実はリハビリは医療法の改正には 医療法というか、あれは何ですかね、報酬の分があれで、一応限度日数が今決められていますもんね、90日ということで。これは2年ぐらい前に改正されたんだというふうに思うんですけども、そういうことで、何でそういうふうになっておるのかということを知りたいんですけども、そのときにちょっといろいろ考えたことで、武雄市民病院は135床という限られたベッドでありますので、自宅で十分療養できるという、例えば足の回復とか、手の回復とかいう、そういう方が実は訪問リハビリが十分に対応できず不足をするために、貴重なベッドを使っているという事例もまたあるのではないかとも思うんですよね。そういう面では、入院と、それから自宅療養、そして、その自宅で療養される方に対して訪問リハビリとか、訪問看護であるとか、そういうさまざまなサービスを提供していくというのは当然の方向だというふうに思うんですけれども、そういう観点から、今の市民病院の現状として訪問リハビリを取り組まざるを得ないという、取り組むというところの実情というのをちょっと私はお聞きしたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

武雄市民病院は救急告示病院でありますので、急性期の患者さんがいらっしゃるわけですね。救急で来られて、重篤な方につきましては手術等が必要になるということで、まず手術等が行われたというふうに想定しますと、ICUで集中管理を行うということになります。

次に、一定の回復をされますと、一般病棟に移っていただいて治療を継続するということになりまして、あとは家庭生活に復帰をしたり、社会復帰をするために回復期のリハビリ病棟でリハビリに励んでいただくと。それでもって退院も早くなったり、家庭での例えば食事の仕方とか、寝起きとか、そういうものの助けになるということになります。

次に、退院ということになりますと、退院してリハビリを全く行わないとしたならば、また元に戻ってしまうということもございますので、一定期間、家庭に戻られてからもリハビリを継続して、さらに回復を早めていくというやり方でやっておりますので、非常に患者さんからは好評を得ているというふうに私は考えております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第60号議案

日程第9 第60号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

第60号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書11ページ、新旧対照表、24ページでございます。

この条例は、先ほど第59号議案で御説明いたしました病院事業において介護サービスを提供することに伴い、その料金を定めるものであります。

第2条第1項の改正は、使用料または手数料を納入しなければならない者に「介護サービスを受けようとする者」を加えるものであります。

同条第2項に第6号として加える介護サービスの利用料金につきましては、要介護認定者及び要支援認定者ごとに、旧厚生省、現厚生労働省が定めた基準により算定した額といたしております。

また、使用料、手数料の納入時期を規定した第3条につきましても、「介護サービス」を加えるものであります。

施行期日につきましては、第59号議案と同様に、平成21年7月1日といたしております。

以上で第60号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第60号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第61号議案

日程第10 第61号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

第61号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更について補足説明を

申し上げます。

議案書12ページでございます。

議案資料として、申出書の写し、法人の構成図、沿革をお配りいたしております。御参照ください。

今回、お願いいたしております武雄市立武雄市民病院の移譲についての議決の一部変更については、昨年7月16日、武雄市立武雄市民病院の移譲についてで議決いただきました移譲の相手方について変更する議案でございます。

去る5月26日に、社団法人巨樹の会、学校法人福岡保健学院、医療法人財団池友会の連名で、武雄市立武雄市民病院の移譲先に関する申し入れが提出されました。

それによりますと、池友会グループの再編に伴って、移譲先を池友会から巨樹の会を加えて、池友会及び巨樹の会としていただきたいとのことで、池友会は重畳的に債務を引き受けるとのことございました。

このことについて検討した結果、主な理由として、1つに、池友会は社会医療法人の認可申請を予定しており、社会医療法人になれば固定資産税、法人税が非課税になり、税の増収が見込めないこと、2つに、市民病院への医師、医療技術者等の派遣は池友会グループ全体で担っていただいております。池友会と巨樹の会が一体となって市民病院の運営を支援いただいております。一体的な活動をしていることが認められること、3つに、昨年8月11日から池友会の協力により救急が再開できました。また、入院患者も増加し、公募条件などを確実に履行されていること、以上の理由などで、昨年議決いただきました移譲先について、医療法人財団池友会及び社団法人巨樹の会に変更いたしたく御提案しているところでございます。

簡単でございますが、補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第61号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

本会議でもきちんとやっておきたいと思います。

質疑の前に、この質疑をするに当たって資料を求めたんですね。それは議長に提出した通告の中にも以上の資料を要求していただきたいと、事務局を通じてやっております。

先ほどもいろいろ論議になりましたけれども、会議規則の標準では、これは県の例ですけれども、質疑に当たっては議員個人の意見を述べることはできないことになってはいますが、質疑と質問とがあわせて行われている。その際、議員の見解を述べて質問することが問題を明らかにする上で効果的ですので、実際は議員の見解を述べつつ、質疑と質問があわせて行われているというのが多くの議会の例となっています。休憩時間に調べた質疑の内容ですけれども、こういう立場から幾つか質問しますので、答弁をいただきたいと思います。

そこで、一番最初言いました、通告に、この質疑を深めていく上でこれだけの資料が必要だということの理由として、武雄市が準備した公募要領の中に、市が検討する上でも、あるいは選考委員会でかなり詳しく進めていく上でも、応募手続についてというところで、応募する法人は、応募申込書様式に次の提出書類を添えて申し込むこと。提出書類はアからキまで幾つもあります。その中で、少なくとも議案質疑を進めていく上でこれだけのことが必要だと。もちろん池友会、巨樹の会の沿革については資料が出ていますね。あるいは池友会の法人登記の内容もけさ資料が来ました。それとあわせて、どういう医療方針なのか、どういう患者がそこに集まってくる 集まってくるとはおかしいけれども、どういう人たちが利用しているのかですね。それは決算書類だとか、財務諸表というのを出していただきたいと。そうすることによって社団法人巨樹の会の今の状況がわかりますよね。医療方針も大体数字がわかってきます。それが提出されないということを聞きましたけれども、その理由を議長はどういうふうに 議長に聞くわけいきませんので、議長を通じて資料要求していますけれども、それが出せないというふうに答えが返ってきていますので、まずそのことから明らかにしていただきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

資料要求の手続面については私ども十分理解いたしておりませんが、提出できない理由について御答弁をしたいと思います。

提出できるものについては提出したというふうに考えております。

提出できないことにつきましては、昨年の選考委員会で提出された資料については、昨年の議会の中でも提出できるものについて提出したつもりでございます。これは武雄市情報公開条例に基づき、提出できなかったもの、提出できたものがございました。昨日、あるいはきょう要求されたものについては、法人登記簿については提出いたしております。これは法務局で一般に公開されているものということで提出いたしております。

昨年12月に一市民から、情報公開条例に基づきまして財務諸表の開示請求がございました。これについて情報公開審査会にお諮りいたしました。その結果、財務諸表等については、法人の事業活動をする上での内部管理に関する情報であり、公にすることにより事業活動を害し、信頼関係、これは武雄市と法人の信頼関係を損なうとし、情報公開条例第7条第3号本文に該当するので不開示とすべきであるという答申がございました。そういうことから、今回は提出しなかったということでございます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、角理事のほうから説明がありましたけれども、今度提案されている議案の中で、先ほど古賀副市長が池友会に巨樹の会を加えるだけだというふうに言われましたよね。だが、そんなに機械的なものじゃないだろうなと思いつつ、この提案理由を見てもみると、移譲の相手方の変更だと。そして、武雄市民病院の登記上の所属は巨樹の会になるというふうに聞きました。したがって、主たる契約相手は巨樹の会。そこに何かあった場合に全体として重畳的債務を持っていくんだという内容ですよ。

そうすると、巨樹の会というのは私たちも今度の議会を通して初めて聞くわけですが、我々も市民病院を移譲するに当たって、市長は市民的病院ののれん、のれんというのは9年間の医療活動のことだと思いますけれども、今日のことだというふうに市長も答弁していますけどね。総合病院として市民は求めている。こういうのれんを公的医療の担保として、どういう形で巨樹の会に求めていくのか。武雄市が求める医療内容ですよ。これにこたえる巨樹の会なのかと。所属は巨樹の会になるわけですからね。

資料をいただいた巨樹の会の構成を見ても、組織再編後の社団法人巨樹の会というのは下関リハビリテーション病院、新行橋病院が入っていますけれども、変更後ですね。八千代リハビリテーション病院、福岡和白総合健診クリニック、これは診療所でしょう。無床診療所ですよ。

そうすると、よくわからないのは、そういった下関リハビリテーションを中心にした巨樹の会がどういう医療活動をやっているのかと。それはインターネットで調べる範囲、常勤医師は4名、理学療法士46名、作業療法士40名、言語聴覚士10名、これはリハビリテーション病院ですから、そこを中心にした医療活動をやっているんだと。全体的に医師派遣はグループでやっていくんだというのはさっき市長が答弁しましたよね。移譲後に新しい市民病院はそこに所属するわけですが、やはり私が求めたいのは、どういう医療活動をやっているのかということなんですよ。医療方針、経営方針、運営方針、そういったものが一切公開されないというのは、それこそ道理に合わないんじゃないかと思うんですね。審議を深めていく上でね、これだけのことで審議を深めるということには無理があるんじゃないかと。そこはどうなんですか。これ以上の、けさ出された資料以外には出てこないんですか。総務常任委員会で審議を進めていくにしても、それは答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

新たに開設する新武雄病院ですか、これが下関リハビリテーションと同じような医療をするというふうにはなっておりません。といいますのは、池友会が提案した経営提案表、これを重畳的に引き受けるというふうになっておりますので、当然巨樹の会は池友会の経営提案表にのっとって事業を展開されるというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は質疑通告しておりますけれども、その前にですよ、本当に質疑がきちんに行われるためには、やっぱり資料がきちんとして論議するのが当然だと思います。

その中で、私が資料要求したのは、関係法人の 関係法人3法人ありますね。法人の登記簿謄本及び医療内容、財務諸表等、審議上必要な資料の提出を求めることを議会でも言いますし、あらかじめ要求をしております。

それからもう1つは、現在の協定書と 協定書を持っていますけれども、協定書と、議案審議内容に係る選考委員会の議事録が来ていますから、それは持っていますから、そういう問題に関連して、いわゆる新たに選考委員会を設置した上であるべきじゃないかという質疑をしたいということをあらかじめ申し入れをしています。

今おっしゃったのは、いわゆる前の選考委員会の後、公開条例に基づいて、そういうふうな資料についてはですよ、相手側に対するいわば何といふかな、個人情報、あるいは法人の経営等に影響を与えてはいかぬから公表できないものもあるんだと、それはもうわかりますよ。ですけども、現実の問題として、なぜ私がこれをあらかじめ提出を求めておいた上であるかということは、今度の場合と前に池友会に決めたときとすると大きな違いが1つあるんですよ。

それは何でかということ、重畳的債務以前の問題なんですよ。要するに、例えば、巨樹の会そのものが、いわゆる重畳的債務と言うたって、前の契約は池友会でしていますから、池友会にかわってすべてをやるというのなら、その巨樹の会が池友会と同じグループだからといって全然違うわけで、法人が違うわけですから、池友会にかわってやれるような資産内容なり、そういういわば医療実績というものがあるかどうかの問題ですね。それを本来は、例えば選考委員会等で論議をしてもらった上で議会に出てくればやっぱり論議がよくわかるわけです。こういう十分論議をされたらと。

ところが、ここで審議をするのは、皆さん一生懸命論議してもらったところで、このわずか何時間かと総務委員会での審議、討論、採決だけしかないので、前の選考委員会が、いわゆる本当に実績のあった池友会そのものを論議するのに何カ月もかかって論議をしているわけですよ。ところが、今度はそれまでの選考委員会はせずに、ただ、同じグループ内やっけん引き受けてもらえば、そういう仕事をやってもらうような解釈で今の説明がありましたですね。そうすると、資料の提供をしてもらわんと論議が十分できないじゃないですか。だから、議長に、特に私はもうこれは当然議事進行でも言うべきだと思いますけれども、だから、議会が議長を通じて、議長から資料を出してほしいと執行部に言ってくださいと言うけど、それじゃ、執行部は議長に出せんということを使ったと同じなんです。私たちにさせ

んということは、議会に出せんということと言ったと同じですけども、議長はその資料を何で出さんかということを引きちつと言うてもらわにゃいかんわけですよ。そういうことがあるもんですから、あらかじめこのことを申し上げているわけですよ。

論議は、質疑はしますよ。私たちの持っている資料でやりますけれども、とにかく、私が今、現在事項、全部証明書、ここにいらっしゃる方は全部御存じですけども、法人登記の内容等についてもちゃんと提出をいただいておりますし、巨樹の会がどういうふうな現在状況なのか。現実的には巨樹の会そのものは、まだ巨樹の会として出てから、登記簿謄本で見ると、平成20年3月24日に登記されているわけですよ。その前は名称が違うかわかりませんが、そういうふうな感じで見ると、この登記簿謄本ではそういうふうな感じになっています。平成14年にできたのは、場所はそうなんですけれども、これは読み方が違うかわかりませんが、確かにそういう状況の資料だけは出ています。ですけども、今言う財務諸表とか、本当に今の池友会にかわって市民病院を引き受けてやるかどうかについては、やはり選考委員会あたりで十分論議してもらって、これでやるよということであればね、それから議会に出してもらおうという手順を踏めば、あと1カ月もすれば十分論議はできるでしょうから、そういう手順を踏まんでこういう議案が出てくると、じゃあ、手順を踏んでなければ、せめて議会に資料だけは出してくださいというのが私たちの質問前の、質疑前のいわば議会としての要求なんですよ。

ですから、その点について議長はもっと審議を始める前に、資料等提出要求しているのは、みんなのために私たちがかわって提出をお願いしているわけですよ。わかっている人はいいですよ。私や皆さんは初めて見るわけですから、そういう点については計らいをした上で、できれば審議を始めてほしいと思います。

これはもう議事進行はここでせんといかんでしょうけれども、質疑の回数を持っていますので、あえてお尋ねしました。いかがでしょうか。

〔29番「関連質疑しようかね。議事進行でもいいですけど、どっちさせますか」〕

議長（杉原豊喜君）

今の30番谷口議員の……

〔29番「いや、だから一緒ですよ。議事進行しましょうか、どっちでもいいですけど」〕

質疑でいいですよ。

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

結局ですね、今20年やったでしょう、巨樹の会が始まって。だから、重畳的債務とはどういうことかということは、松尾議員も前言われたですよ。私が5月30日、7月16日、ずっと主張してきたのは、武雄だけでしてほしかということですよ。池友会グループであって、池友会がするにも法人はここでつくってくれんかという感じやった。ここで金もらいた

かったけんですね。しかし、グループですればいいかということから、社会医療法人というのが出てきたですね。沖縄にも調べに行きました。いろんなところを調べてきて、結果的にもう池友会が全面的に見ると一緒だと。何遍でも言われよるわけでしょう。だから、名前を変えんぎ、例えば巨樹の会じゃなくて、武雄市民病院というだけでもやれるわけですね、ここで。それもできないということになるわけでしょう。だから、それは一つの執行部の方針でしょう。

だから、情報公開されないのは、それは先ほど角部長が言われたとおりでしょう。そう考えていけば、池友会そのものが否定すれば話は別と、これは一般質問のとき言いました。議案が出て、一般質問ありましたからね。だから、質疑があるので、一般質問でどこまで言えるかということありましたけれども、ぎりぎりまで言いましたが、結局は一緒の中で名前を変えんなら、もとの池友会のままなんですよね、今度の議案が否決すれば、それは一般質問でしましたね。意見も言いました。意見はいろいろあると思うんですよね。だから、これを出さないからどうだというのは、私は出さんでも、今からのことだと。先ほど30番議員が言われたのと裏返しですよね。池友会がやるんですよと。医療は全部やるんですよと。だから、池友会そのものはどうやって今度契約の中で生かしていけるかだけでしょう。だから、池友会そのものを否定すればね、それは巨樹の会、じゃどうなるかと言わにやいかんですけれども、私は余りわからんばってんが、例えば借金するときも一緒ですね。保証人見て貸すでしょう。借金とはおかしかかわからんですけどね。

だから、巨樹の会、今からできていくわけですから、今から武雄市民病院をつくっていくんですから。だから、池友会にどれだけ責任を持たせてちゃんと、それが重疊的債務というですかね、させて、医療法人でん何でん池友会にさせていくということでしょう。違うんですか。

議長（杉原豊喜君）

多分私に対しての資料提出を執行部に求めたけど、出ていないということですけど、私のほうに上がってきている分は出しております。しかし、執行部から、やはり資料等についても議員から要求があれば執行部にお願いして出させております。しかしながら、やはり出せないものもあるわけですね。それを私は、出せないものを出せとは言えないわけで、執行部がこれを出せないと言え、もうこれはいたし方がないと思います。（発言する者あり）ちょっと待ってください。質疑ですね。質疑の回数に入りますよ。

〔30番「いや、質疑とって、今おっしゃったのはですよ」〕

それは議事進行でしてください、そしたら。

〔30番「議事進行」〕

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

実は資料を出せないものは出せないとか、資料が出なきゃ論議をしないとかなんていうことを私は言っているわけじゃないんですよ。論議を深めるためにどうしても資料が必要だから、確定するには、これは議会だけで今度は論議して、責任は議会だけですからね。今度はですよ、選考委員会の経過を、選考委員会はつくらんですよ、前のとはもう解散していますから、つくらないで、そういう選考をして、ただ申し入れがあったことをいきなり議案として出てきているだけですから、そうなったとき、いわゆる巨樹の会が池友会にかわる、そういう病院の経営、あるいは医療行為をできるだけ力があるかどうかの問題とか、そういう問題については私たちだけで判断できないものがあるから、選考委員会みたいにああいう専門家が集まって論議をしてもらった上で出してもらえれば、私たちも十分それについては論議がかみ合うわけですから、議会でそういう論議をするためには必要じゃないかと。

ところが、現実にはそれが無いから、選考委員会というものをつくっていないで議案では出ているから、十分論議をするためには、選考委員会に出したと同じようなある程度の資料が必要なんですと、そういうことを申し上げているわけですよ。だから、それは不当でも何でもないわけですから。ただ、議会としては、議長としてもはっきり言ってもらいたいと思うわけですよ。

私の手元に来ているのは、それは日数の問題もあったでしょうけれども、これは法人の登記簿1枚だけですよ。これ登記簿1枚でどんな論議ができますか。それは議会の見識を疑われるような気がしますよ。（「見識のなかけんいかんばい」と呼ぶ者あり）と思います。私が思うんですよ。皆さんは見識があられるでしょうけれども、そういうことですから、そこらについては取り計らいをね。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

ただいまの議事進行についてですけど、私のほうにも資料提出の要望をいただいております。執行部のほうにも極力出すようお願いして、出させております。しかし、今言われている分には執行部は出せないということですので、ここら付近は御理解をいただきたい。これを、出せないものを出せとか、そしていような影響を及ぼしたら、またいろいろ問題も発生するわけですので、（発言する者あり）それはもう角部長がさっき答えたと思いますけど。

〔30番「議長、もう1点、ちょっと議事進行です」〕

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

私が申し上げているのは、何も不当なことを言っておるわけじゃないんですよ。本来、選考委員会等を新たにつくって、もう一度、1カ月でも半月でもいいですからやってもらって、そういうふうに専門的な立場で論議をしてもらった後、議案を出してもらおうという、そ

う手順をきちんと踏んでもらえば、資料要求してどうこうということを私たち言いませんよ。常識でしょうもん、それは。ですから、そういうものに対して出せない、何で紙1枚しか出せんのかなと私は思っているものですから、議長にそれらの手続についてはもう一度だめ押ししているわけです。

議長（杉原豊喜君）

最後に私の判断で申し上げます。提出できる資料についてはお願いしております。しかしながら、情報公開条例により公表できないものがあるということですので、こゝら付近を御理解いただきたいと。情報公開条例に基づいて出せないものがあるということですので、御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

通告がっておりますので、すみません。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

あとは総務常任委員会で聞きますけれども、先ほど角理事が言った経営提案表、運営方針等は、池友会の内容を引き継ぐという答弁をされましたね。これは経営提案表という言葉を使って資料要求はしていませんけれども、これを引き継ぐのであれば、これは少なくとも出していただきたい。そして、それは池友会グループの組織変更というのを見てもね、市長が答弁した医師の派遣については池友会グループ全体で責任を負っていくんだと。これは重畳的債務の保障という形で出てきますね。

ところが、私がさっき2回目の質疑で言ったのは、巨樹の会の構成を見ましてもね、総合病院的なものは新行橋病院しかないですね、この巨樹の会というのはですね。武雄市民病院のこれまでの、市長が何度も言われているのれんを引き継ごうとするのであれば、13診療科というのが今の条例であるわけですから、そういったことを市民が求めているわけですからね。この従来の武雄市民病院の12から13診療科を引き継いでいってもらおうということになれば、医師の数も相当それにふさわしい体制になりますよね。今、条例定数15ですから、医師の数は。これはどこが出すかと。下関リハビリテーション病院の常駐者は4名しかいませんから、池友会グループ全体で賄っていくんだと。これが重畳的債務の中身だということになるんでしょう、包括的な文書を交わすと言っていますけれども。

私聞きたいのはね、じゃあ、どういう医療方針なのかと。プレゼンテーションのときにも一定の方向を出されましたよね。その中での経営提案表、運営方針、これは今後の課題になっていくわけですから、武雄市民病院を引き継いだ後の、議決を経てというふうになっていくんでしょうけれども、その後のものを担保して、我々がきちっと知った上で審議をしていく上ではね、これは出せるんですね、この経営提案表と運営方針というのは。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

一般質問、そして私のリコールに伴う選挙等でもずうっと申し述べておりますけれども、基本的に今度の新武雄病院（仮称）が行う医療については、もう協定書、あるいはビジョンで示されているとおりであります。したがって、私たちといたしましては、これを何ら変えないという明言をもう再三公式の場でも非公式の場でもしております。そういったことで、どういうふうに医療をじゃあ担保できるかといったことについては、これは黒岩議員からもありましたように、あくまでも重畳的債務の引き受けということでありますので、何ら変わらないわけですね。むしろ相手がふえることによって、我々としては、これは議会でも申し述べましたけれども、かえってよくなるというふうに思っておりますので、そういう意味では、全然議員の心配にも及ばないというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

審議の途中ですけど、議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	12時
再	開	13時19分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

審議を続けます。角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

資料の件でございますが、議員が今求められている資料につきましては、池友会のほうが重畳的債務の引き受けということをやっておりますので、巨樹の会から改めて資料を提出する必要はないというふうに考えております。したがって、提出できる資料はございません。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

お尋ねいたします。

今の資料の件については、本来は、ここの中では、例えば池友会については出ているけん、池友会について資料を出せということを私はお願いしているわけではございません。このことについては置きまして、お尋ねしたいことがまず2点あります。

1つは、法人格が違うところに契約をすると。特に医療問題については、今後は巨樹の会がするということが新聞等でも発表されておりますけれども、新聞は本当に市の側とか、あるいはいわゆる三者の申し出に基づいて記事が書かれていると思うんですけれども、実際にそういうふうな取り上げ方がしてあると思うんですけれども、この場合に、いわゆる申し入れの三者について変更する問題が、それぞれトップがその都度かわっているわけですね。3月末でかわって、4月1日から新たなトップが来ていると。それはトップと法人の人格は、ト

ップがかわったから法人の人格が変わるとはあえて言いませんけれども、そういうふうな事柄の中で、実際に経営の方針とかやり方によっては、法人がかわったと言わなくても、そのいわゆる内容が、比重が変わる場合があり得ると。一般質問でも申し上げましたけれども、そういう場合があり得るんじゃないかという懸念を私はしています。

ただ、かわったことが悪くなるということ、あえて言っているわけではないですよ。かわってよくなる場合だってあるかも知りません。しかし、よくなるならよくなるで、どういふ内容を持った会社法人であるかということをはっきりしないと、ただ、今言いましたところの現在事項の全部証明書を見た数字だけのことで、私はなかなか理解できないわけですが、これについては、じゃあ、巨樹の会の内容について、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。それが1点。

それからもう1点は、この次に契約を解除する、いわゆる変更するわけですが、実際上、先ほどは資料の提供のたびに、なぜ、じゃあ、資料が出なければ、前に慎重に慎重にということで選考委員会を設けてされたということで、かみ合って十分論議をしたわけですね。それはそれで十分、選考委員会の議事録なんかを見ると、立派に論議を十分してあることはわかります。そういうことから考えてみても、それなら巨樹の会という、いわゆる主体としてやるところの事業体に対する、例えば今の法人格、あるいは現在の法人としての実績、そういうものについてもやっぱり聞いておくと、実際問題として重畳的な契約をするといっても、そこにやはり理解できない分野がいっぱいあるわけですよ。ですから、それについて詳しく説明していただいた上で、重畳的に債務をお任せする、双務契約を結ぶ両法人の契約の内容とか、そういうものがどういうところまで契約をするのか、それも当然資料としては出るべきじゃないかと思うんですよ。

ですから、代表者が交替して、今までの代表者がこっちに来て、こっちの代表者が向こうに行くとという式で、まさに三つどもえのような感じで、ぐるぐるぐるぐる代表者だけかわってくる法人が、果たして何かあったら今度はまた来年も代表者がかわっておったということになりかねんわけですよ。

だから、そういう点を一步譲って信頼するとしても、じゃあ、この法人がどういう形の中で経営を引き受けようとしているかということ、私は双務契約でお互いが助け合ってしまうというんじゃ、主体がわからなくなるわけですよ。主体は今までのような池友会じゃなくなるわけですから。池友会が社会医療法人ということを目指してしているということについても、議案審議の中でも出てきたのは、池友会がいわゆる例の何といいいますか、社会医療法人を目指していると市長聞いていますか。というふうなことで説明がありました。それは後で知ったということですが、現実的にはもう随分、選考委員会の中で議論が起きているわけですよ。議事録にも載っておった。それは御指摘したとおりでございます。ページは4ページですね。そういうことから考えたときに、本当に誠意を持って、じゃあ、

こういうことだということなをなぜ説明を前もってしてもらえなかったんだろうかという気がしてなりません。

ですから、この契約に当たっては、本当に契約がよりよくなるかわかりません。期待はしていますけれども、しかし、もう1つですね、今までの巨樹の会がやってきた医療の実績から考えてみて、本当に池友会がやったと同じような形、より以上のものが、現在の市民病院が、市が求めているような経営主体であるかどうかについて、随分危惧する面も出てくるんじゃないかと。それが数字を示していただければ、私たちも納得できるわけですが、そういうふうには、これは単に追加をしたというだけじゃなくて、重大な変更だと私は思うんですけれども、その点についてどう思うかとは言いません。それについて納得できる資料を提出して説明をしてほしいと、こう思います。まずはこの2点についてお尋ねをいたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

もう既に一般質問で再三再四お答え申し上げております。すべて答えております。あわせてお答え申し上げますと、選考委員会のことを非常に重く言われましたけれども、じゃあ、なぜ私が白紙撤回をしない限り、リコールを受けなきゃいけないんでしょうか。選考委員会の決定したことを、そのまま議案として前回は出しているわけですよ。そうなってくると、池友会がそもそも悪いからということで、議員含めて私は選挙になったというふうに、選挙を決断したのは私ですけれども、そういうふうに理解せざるを得ないんですよ。

ですので、そういった観点からすると、選考委員会が決めたこと、これは池友会が優先権者として望ましいということを結論として出されています。これをもってして、議会で議決をいただいた上で、リコールに伴う選挙で一定の民意がこれでいいだろうということを出たわけでありまして。その中で、私たちとしては池友会が契約を結んだ、協定を結んだことをそのまま引き継いで行いますと言っていること、これは広い意味での重畳的債務の内容だというふうに思っておりますので、そういった意味からすると、重大な変更には当たらないというふうに思っております。

それとあわせて、第1問の質問に移りますけれども、トップがかわればどうかかわるのかと。これも一般質問で再三お答えしていますけれども、基本的に池友会は皆さん御案内のとおり、蒲池さんがファウンダー、創設者としておられます。その上で鶴崎さんが第2を継ぐ人として、池友会本部全体として運営をされておりますので、その法人が個々かわっても、それは何ら池友会本部としては全然変わらないということですので、新武雄病院、仮称になりますけれども、これも池友会本部の決定を受けて、そのワン・オブ・ゼムの病院として行われると。

それじゃ、何で巨樹の会かということになった場合には、これは私どもとすれば主に税収

上の観念からであります。池友会のまま社会医療法人に　これは物理的に不可能でありますけれども、もし仮になった場合には、無税になります。これを回避するために、私どもとしては税金がやっぱり欲しいですので、社団法人の巨樹の会にするということからありますので、地域医療の安定と、もう1つが税金の確保といった観点からすると、何ら選考委員会の出した決定とは変わりません。

そして、2番目の資料についてでありますけれども、これもさきの答弁に戻りますけれども、基本的には何ら変わらないわけですね。重畳の債務ということがかぶさっているわけですね。したがって、巨樹の会の資料であるとか、あと前にちょっとありましたけれども、あえて選考委員会は開く必要はないというふうに認識をしております。巨樹の会が何を行っているかということについては、資料要求がありました、その沿革をもって、私はこれをもって説明にかえたいと思いますし、今後、巨樹の会がどうするかといったことについては、三者の申し入れ書の中に十分書いてあるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

時間をかけて論議をします。市長は今、選考委員会はあえて前に論議をしたことで十分だとおっしゃいますけれども、今度対象になるのは巨樹の会なんですよ。だから、前の池友会については、私が質問したことについて、私がリコールについてどう思うかという質問をしたわけじゃないんですよ。リコールは何も池友会に渡したからということでのあなたのリコールじゃないんですよ。そういう手順、本当に経過を踏んで、きちっと市民に理解をしてもらいたい、そういう気持ちも根底の中にあっただけですよ。笑い事じゃないですよ、私たちはそう思って、まじめな気持ちでそういう論議をしてきたわけですから、今度の場合も、例えば巨樹の会でしたほうが、本当によりよくなるんだということであれば、それはわかるんですよ。ですけれども、そのためにはきちんと説明をしてほしいと。ただ、この今の何時間かの議論の中では、そういうことについての十分な資料を私たちは持って、準備して論議をするわけじゃないから、実際問題として、例えば仮に、前のときの池友会を論じたときに、選考委員会側の九大の教授をトップにして、委員会を開いてもらったですよ。そういうふうな経過の中で、最初は選考委員会も秘密裏に進められたから、非常に私は疑問に思っていましたけれども、終わった後、あの審査の内容とか経過とか、それから選考委員会さんが、これはもうずばり率直に書いてありましたね。もしかしたら、これは食い逃げになるんじゃないかと。行政がきちんとそういうことをしていかなと、武雄市が市民病院としての性格を持った、いわゆる公益法人としての活動ができませんんじゃないかと、非常に厳しい御指摘等もあったということを書いてありますから。私が言っているわけじゃないですよ。そういうふ

うなことを書いてあったものを見て、ああ、一生懸命論議をしてもらったんだなという気持ちでございました。

そういったような選考委員会を、今度は、今までは池友会、池友会は終わっていますから、それはそれでいいんですけど、池友会はいわゆるそういうふうな債務は引き受けるけれども、実際問題としては巨樹の会がやるということになりますと、一般質問でも言ったからとおっしゃるなら、私は一般質問で言ったことを言わにやいかんわけですよ。一般質問で申しあげましたように、法人が重畳的な債務を引き受けるという場合は、その法人が適格としてそのまま存在する場合は、それはいいでしょうけれども、法人だって人格的に、あるいはトップがかわれば、経営の方針、やり方が変わってくるんですよ。そういうときに、そういう法人が百なら百というものを、その協定したいいわゆる重畳的な契約をした相手方の関係を、例えば定款の内容を変更し、あるいは寄附行為の状況を変更することはできるわけです、法律的には。そうなったときに、本体がだんだん小さくなって、一緒に協働する問題については違うような場合が出てきたときに問題があるんじゃないかと。だから、そういう問題も選考委員会で論議をしていただければ、十分にいいんじゃないかという気がして、私はあえてそういうことを申しあげたわけですよ。

ですから、私が今申しあげているのは、市長が今答弁されたことと少し考え方が違うと思いますけど、これは答弁ですからね、それは私が答弁するわけじゃないんですから、その点に問題があるというふうな気がいたします。（「質疑ですね」と呼ぶ者あり）これ質疑ですよ、どこが違いますか、質疑ですよ。

私が申しあげているのは、そういうふうな問題があるから、じゃあ、選考委員会なんかは、もう既に池友会がしているから必要がないというのは、それはおかしいわけですよ。ただ、現実的に議案が出ていますから、今それをとめて選考委員会を開けということが物理的にはできないから、私はあえてそれ以上は言わんわけですけども、そういう手順を踏んでほしかったということを申しあげていることをわかってほしいと思うんですよ。

だから、その上で、現在の巨樹の会が医療的なことについて、市民病院的な活動というか、それ以上市民が期待する、あるいは移譲先であることにふさわしい病院であるかどうかについての説明をしてほしいということを私は申しあげているわけですから、もう一度そのことをお尋ねします。（発言する者あり）それは頭に入っていますよ。見せなくても言葉でわかります。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

少しちょっと見方を変えて答弁しますね。もう再三同じことを私も答弁したくありません

ので、（パネルを示す）変更後というのは、新武雄病院は巨樹の会のここに来るわけですよ。これはあくまでも、この円の中の一つの病院になるわけですよ、そうですね、谷口議員、そうですね。

〔30番「ちゃんと見えています」〕

そうですね、この円の中の一つの病院になるわけです。じゃあ、何でこっちじゃなくて、こっちになるかということ、ここないと税収が来ないからなんですよ。だから、人的に言っても、あるいはさまざまな予算であっても、今でもそうですけれども、池友会本部全体で運営をしているわけです。したがって、あなたが言う法人格のどうこうとか、それは余り問題じゃないんですよ。もともとこの円の中、卵の殻の中でやっているわけであって、その中のここに位置するということだけなんですね。それに加えて、今度契約の変更が来ているのは、あくまでも重畳的債務の引き受けというのは、我々とする、もし仮に債権を有するとする、そのときに巨樹の会がもし払わなかったら、池友会が払うことができるという権利なんですよ。だから、そういう意味で言うと、二重三重に制度的にも担保しているわけです。繰り返しになりますけれども、じゃあ、何で選考委員会を開かなかったかということについては、その必要性がないからです。と申し上げますのも、池友会がやっていることを医療内容としてはそのままやるからです。その責任は池友会も取るということでありますので、そういった意味からすると、選考委員会は開く必要はないということであり、ただ、その手続上、あるいはこの中身について議論はどこですか、これは議会であります。選考委員会ではなくて、議会だということをお断りいたしましたので、吉川委員長がトップでおられる総務常任委員会で十分御審議をしていただきたいと思います、再三言っておりますけれども、そこはその趣旨でぜひ御理解をしていただきたいと思いますと思っております。

議長（杉原豊喜君）

もう3回になります。

〔30番「いや、3回って、だって今の答弁の問題ですから。まだ2回しかしていませんよ、質問は」（「ルールば破らんでよ」と呼ぶ者あり）

〔30番「じゃあ、議事進行」〕

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）

これですよ、私が申し上げたいのは、それは十分説明をしてある、それは私、その資料を借りて、先日の一般質問でも貸してもらってしようかと思ったんですよ。私、今資料を貸してもらったら、別のことをきちっと説明できますよ、私も。しかし、それは失礼になるからね。おかしいことないですよ。あなたがその資料を持って説明するなら、私だって、それを、同じものを使わせてもらって説明できますよ。議長に言わんといかんやったね、ごめんなさい。そういうことです。

ですから、私が言うのは、必要はなかったということですが、それならば、いわゆる巨樹の会がどういうふうにして、なぜそれぞれ医療をできるかということ、できたばかりの病院じゃないですか、例えば。私が登記を見ると、去年の3月、1年たっていないんですけど、実績はどこにあるんですか。それをお聞きしたいから、それについて、その資料を出してくれるように、議長としてお取り計らいをお願いします。

〔29番「議事進行でも質疑でも、どちらでもいいですけど」〕

議長（杉原豊喜君）

ちょっと待ってください。今、30番谷口議員の議事進行で、提出というのは、財務諸表のことですか。

30番（谷口攝久君）続

財務諸表と、それから医療行為についての医療分と言って、最初申し出をしていますから、それについて何も答えられんということでもんね。別に医療の実績とかということについては、秘密でも何でもないわけですよ。ですから、そういうのは出せんかということをおっしゃっています。

議長（杉原豊喜君）

すみません、ちょっと私とのやりとりで。先ほど30番議員が質問された内容は、巨樹の会の内容を詳しくと、それはこの沿革をもって説明すると。また、法人としての実績というのも、この沿革の中で説明すると。どういう形の中で経営を引き受けようとしているかというのは、先ほど市長はパネルを使って説明されたと思います。これ以外に何かほかにあるのであれば、また申し出をしていただいて、出される分は資料提出を私のほうからさせます。

〔30番「前もって言っているのに出せんて、そういうのは財務諸表とは言いませんけど、医療実績等については何も出てないじゃない」〕（「出さるっとは出しとっとやろうもん」と呼ぶ者あり）

〔30番「出とらん、一枚も出とらんけん、全部出せんということやろう」〕

議長（杉原豊喜君）

出せる分は出していると思いますけど、それにプラスして出せる分があれば、また私のほうから再度申し入れをさせていただきたいと思います。

質疑を続けます。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

私の言うことも聞いてくださいね。先ほど言ったのは、武雄だけ、もし池友会の中で武雄別個だけ、グループの中に武雄だけが法人化した場合は、何も実績はないですね。これはどこをまねしてすると思いますか。プレゼンテーションで言われたでしょう、武雄市文化会館で。みんな忘れとるですか。どこをモデルにすると言うたですか、鶴崎理事長は。思い出さないよ、みんな。だから、どこかまねしてするんですよ、医療行為というのは。そうでし

よう。巨樹の会が今までしよったとおりじゃないですよ。新しく武雄が加わって、その武雄が250床ですか、そこへ向かってこういうことをしますよと。今は135床ですよ、それは担保していくんだと。だから、今まで巨樹の会が例えば何もしておらんやっただにしても、今度は新しい形の武雄市民病院をつくと、さっき言ったばかりでしょう。これは新行橋病院ですよ。新行橋病院のようにすると言ったでしょう。みんな聞いとるでしょうもん、あそこに行った者は。だから、巨樹の会がどうしてきたかは知らんけど、そういうことでやるんだと。それを池友会が担保するんだということでしょう。さっき私は質疑したじゃなかですか。だから、今まで幾ら持ってきても、新しく今度は変わっていくんだよと、武雄市が。だから、興奮する必要はないですけども、結局は鶴崎理事長が説明されたですね、こういう形をつくりたいと、武雄にこういうところをつくりたいと。最初は2次、3次と言われたですよ、地域の皆さんと一緒に、2次、3次を主体にすると。そうすると、反対派から1次ばせんと、わんわんわんでやられた。それで、1次ばすと言いきった。今度はつぶされると、わんわんわんで言われる。どがんすっぎよかと。(発言する者あり)何ですか。退場させて。

だから、議長ね、それはこっちはこっちで言い分のあるかわからん。私も私で言い分をさっき言ったですよ。武雄市だけでもおれはよかったと。そのほうがよかったかもわからん。しかし、それには、私の考えですよ、これはね、やっぱり武雄じゃ、まだ成り立たんですよ。そこには金を持ったとがついてくる、つまり新行橋もついてくるわけでしょう。新行橋をみんな見たんじゃなかですか、そういう気持ちで。どういう医療行為って、今まで十二分に時間はあったはずですよ。執行部は何でそこを言わんとですか。隠す必要はないじゃないですか。池友会グループであるけど、その中でも特に新行橋スタイルでやるんだと、ちゃんとあそこで言われたじゃなかですか。そのことを堂々と言わんですか。

だから、武雄はまだ伝統はないですよ、1年目ですから。22年の2月1日始まりですかね。だから、それはそのスタイル、今からやっていくんだよということでしょう。そういう答弁をせんぎ、今のごと、出さんとはいかにも何かあるみたいだが、ゼロですよ、これはゼロでいいと思うんですよ。今からつくっていくんだよという気がいたしますけれども、質疑でするので、答弁を求めます。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

なるほどそうだなと、やっぱり思いましたね。今まで私も去年の8月のプレゼンテーションを聞いたときに、新行橋病院をモデルにするということを明言されたということは、議員さんたちと認識は一緒です。特に大河内議員さんなんかは見に行かれて、非常にやっぱり偉

いなというふうにも思っております。

その中で私としては、今までクリーンな政治を掲げている観点から、さまざまな資料はオープンに出してきております。しかしながら、例えば個人情報であるとか、風評被害を招くであるとか、あるいは、これは公益法人でありますので、総務省のガイドライン等もあります。そういった中でぎりぎりのところまでは出していこうというふうには思っておりますので、ぜひその点は黒岩議員におかれても御理解をいただきたいというふうに思っております。出せるものは出します。

そして、これから先、さっき黒岩議員がおっしゃったように、歴史がない巨樹の会というのはそうだと思います。その上で、未来志向で一緒につくり上げていくんだという観点から、反対されている議員さんたちも含めて、ぜひこれは武雄の財産になりますので、そういう意味で大所高所からのアドバイスを賜れば、ありがたいというふうに思います。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

資料で出されている巨樹の会の沿革の中の、平成14年4月4日の、医療体制の確保と施設の老朽化に対応できず、医療法人財団池友会に経営を移譲。このとき下の欄に理事長蒲池真澄と書いてありますが、このときはどういう経過なんでしょうか。上の段を見ると、巨樹の会というのは平成20年3月14日に名称を変更したと。昭和29年に社団法人、これ林兼というんですか、診療協会という名称ですが、それを、ここに理事長、平成14年4月4日の理事長蒲池真澄氏は、何の理事、どこの理事長、上の社団法人協会の理事長なんですか、それとも池友会の理事長なんですか。確認ですが、御答弁をお願いします。

議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

ここに書いてある以上のことは、私どもはわかりません。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

前も言いましたけど、医療財団池友会の沿革概略が、私たち議会にも出していただいた資料があるわけですが、このときの資料で私言いましたけど、新粕屋病院の問題を私言いましたが、平成2年に開設し、平成5年に閉院をされたわけですが、それを落としているのはなぜかという問題を質問しました。このときに、平成14年に池友会の理事長が蒲池真澄氏だったら、全く整合性が合わんのですよね。平成6年にそういう新粕屋病院等の問題があって、

理事長の解任をされておったわけです。そこで鶴崎氏が平成6年10月に就任したということ、そして現在に至るわけですから、平成14年に池友会の理事長が蒲池真澄氏ということが、この文書から見ると、どこの理事長かわからんのですよ。ちょっと御答弁をもう一度お願いします。

議長（杉原豊喜君）

角政策部理事

角政策部理事〔登壇〕

この資料の流れといえますか、社団法人巨樹の会の沿革という流れからいくと、巨樹の会だと推察されるようです。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

部長、これ全く答弁にならないですよ。巨樹の会というのは平成20年3月14日に名称を変更しておるわけでしょう、名称を。だから、その以前の経緯をはっきりと再度資料を出してください。議論になりません。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

その質問の観点から言うと、出す必要はないというふうに思います。社団法人巨樹の会の沿革というふうを書いてあって、昭和29年4月30日に大洋漁業の現マルハが云々かんぬんで、設立が認可されると。その流れから平成14年当時の理事長が蒲池真澄氏であったということでもありますので、あえて資料を出すということは、その観点からは考えません。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第62号議案

日程第11．第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

第62号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出の補正では、歳入歳出の総額に3,262万1,000円を追加し、補正後の総額

を186億8,614万5,000円とするものでございます。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表のとおり、平成22年度から23年度までの土地評価見直し業務について債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

予算説明書の(7)ページの1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費では、行政視察等に対応するためのワゴン車の購入費等をお願いいたしております。

(8)ページの2項・企画費、3目・市民活動費では、宝くじ助成事業を活用し、宮野浮立の衣装作成に対するコミュニティ助成事業補助金をお願いしております。

3款・民生費、2項・児童福祉費、3目・児童福祉施設費では、子育て経験者や専門家の連携による訪問型家庭教育相談支援チームを設置し、家庭や学校等を訪問して、家庭教育に関する情報の提供や相談体制の充実に要する経費をお願いいたしております。

(9)ページの4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費では、1歳6カ月、3歳6カ月健診の会場に医師会センターがふえたことによる建物借上料についてお願いいたしております。

5款・労働費、1項・労働諸費、2目・雇用対策費では、平成21年度一般会計補正予算(第1回)で議決いただきました雇用対策事業に続き、追加の雇用対策事業に取り組むこととしております。市が直接雇用するものでは、1年以内の短期の雇用を創出するための緊急雇用創出事業と、1年以上3年以内の雇用を創出する、ふるさと雇用再生特別交付金事業をお願いしております。これによる新規雇用者数は緊急雇用創出事業で8人、ふるさと雇用再生特別交付金事業で2人の計10人と見込んでおります。

(11)ページの7款・商工費、1項・商工費、5目・消費対策費では、現在、北方支所で行っている消費生活相談業務の強化充実を図るため、相談員の増員、相談業務の時間延長にかかわる委託料や、相談室啓発用備品の整備に要する経費などをお願いしております。

(12)ページの10款・教育費、1項・教育総務費、3目・学校教育総務費では、教育課程研究指定校運営事業、外国語活動教材の効果的活用及び評価等の実践研究事業、魅力ある学校づくり推進事業及び小・中及び諸地域スポーツ人材の活用実践事業に要する経費をお願いしております。

教育課程研究指定校運営事業は、御船が丘小学校を指定校として新学習指導要領による教育課程、外国語活動及び授業時間の変更等について調査研究を行うものでございます。

外国語活動教材の効果的活用及び評価等の実践研究事業は、朝日小学校を指定校とし、小学校における外国語活動の円滑な導入を図るため、英語ノート等の教材の効果的活用方法や外国語活動における評価のあり方等について、実践的な研究を行うものでございます。

魅力ある学校づくり推進事業は、武雄中学校及び山内中学校を対象として、それぞれ魅力

ある学校づくりに取り組むテーマを設定し、目指す学校づくりに向け実践的な取り組みを行うものでございます。

地域スポーツ人材の活用実践事業では、武内小学校、武雄中学校及び武雄北中学校を対象として体育事業、運動部活動に対する地域スポーツ人材を活用し、体育事業における基礎的、基本的な技能の確実な習得及び運動部活動の充実を図るものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として、県支出金1,625万1,000円、寄附金10万円、諸収入1,599万5,000円を計上しております。また、平成20年度ふるさと納税制度によりいただいた寄附金を、寄附者の希望に沿った事業に充当するため、まちづくり応援基金繰入金を計上いたしております。

以上で平成21年度武雄市一般会計補正予算（第2回）についての補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第62号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第12 第63号議案

日程第12．第63号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

古賀市民病院事務長〔登壇〕

第63号議案 平成21年度武雄市病院事業会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今回の補正予算は、条例議案で御説明いたしました訪問リハビリテーションの実施に伴い、その収入と支出を計上いたしております。

まず収入では、来年1月までの延べ利用者数を77人と見込み、総額を565万1,000円といたしております。

支出では、血圧計、聴診器など訪問リハビリテーションの実施に伴い必要となる消耗備品費25万6,000円を計上いたしております。

以上で第63号議案の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第63号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第66号議案

日程第13．第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

第66号議案 平成21年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

本年4月に発表された国の経済危機対策において、地方公共団体への配慮として地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金を交付することとされております。このうち経済危機対策臨時交付金制度要綱が策定されましたので、今回の補正予算で地域活性化・経済危機対策臨時交付金に関連する経費を計上いたしております。

本交付金は地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来の地域実情に応じる事業に交付することとされており、本市においてもそれぞれの目的に合わせた事業を計画しております。

事業計画は地元企業の受注機会、地域別及び分野別のバランスに配慮しながら採択しており、主なものとしては、地球温暖化対策として公用車環境対策車購入事業、住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業、少子・高齢化社会への対応として放課後児童クラブ施設整備事業、安全・安心の実現として、癌撲滅地域活性化事業、道路維持補修事業などに関する経費をお願いしております。

なお、今回の交付金を活用した事業の取り組みにより、地域経済の活性化につなげることができるものと考えております。そのほか国の補正予算により措置されました地域連携推進事業補助金などを活用し、新たな事業の追加等、早急に対応が必要となったものをお願いしております。

それでは、補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に6億922万1,000円を追加し、補正後の総額を192億9,536万6,000円とするものでございます。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

なお、別途配付しております予算議案参考資料の5ページから8ページに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金対象事業の一覧を参考までに掲載しております。

補正予算説明書の(5)ページをごらんください。

2 款・総務費、1 項・総務管理費、4 目・財産管理費では、地球温暖化対策として環境負荷の少ない低公害車の購入に要する経費などをお願いしております。

3 款・民生費、2 項・児童福祉費、1 目・児童福祉総務費では、日本宝くじ助成事業補助金を活用し、登録児童が多く部屋が手狭となっている御船が丘小学校の放課後児童クラブの新築に要する経費をお願いしております。

6 ページの4 款・衛生費、1 項・保健衛生費、2 目・予防費では、新型インフルエンザ発生に対応するため、市民への緊急放出用マスク、消毒液、防護服などの購入費をお願いしております。

3 目・健康増進費では、がん対策の充実・強化を図るため、土曜日曜健診、施設健診によるがん検診の機会をふやすことと、新たに前立腺がん検診などを行うことにしております。

4 目・環境衛生費では、地球温暖化防止対策を推進するため、自宅に太陽光発電システムを設置する方に対する補助金を交付することとしております。

7 ページの6 款・農林業費、1 項・農業費、5 目・農地費では、地盤沈下対策事業で整備された北方町橋下地区の老朽化した農業用排水路を整備し、農業農村環境の保全を図ることとしております。

8 ページの8 款・土木費、2 項・道路橋梁費、2 目・道路維持費では、平成21年度の臨時緊急措置による地域連携推進事業補助金を活用し、道路の舗装、補修、側溝の新設、補修などを行い、安全性と利便性の向上を図ることとしております。

(9)ページの9 款・消防費、1 項・消防費、2 目・非常備消防費では、独居老人、高齢者世帯への住宅用火災警報器の交付に要する経費などをお願いしております。

(10)ページの10 款・教育費、3 項・小学校費、1 目・学校管理費では、安全・安心な学校生活の実現と、学校教育環境の向上を図るため、トイレの洋式化に要する経費などをお願いしております。

2 目・教育振興費では、学校における情報通信の環境整備を図るため、学校情報通信技術環境整備費補助金を活用し、校務用パソコンと電子黒板を整備することとしております。また、理科教育施設整備費等補助金を活用し、新学習指導要領実施に向けた理科備品等の購入費をお願いしております。なお、中学校費においても同様の経費をお願いしているところでございます。

(11)ページの5 項・社会教育費、2 目・公民館費では、不衛生で老朽化している武内町グラウンドトイレの改修に要する経費などをお願いしております。

(12)ページの13 款・諸支出金、1 項・公営企業費、1 目・公営企業費では、北方町杉岳地区の旧簡易水道施設を廃止し、上水道未普及地域である北方町白仁田地区への上水道を供給するため、配水管施設を整備する事業に対する水道事業会計への出資と、上水道施設の耐震調査に対する繰り出しをお願いいたしております。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、これらを賄う財源として国庫支出金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金 4 億4,865万円、地域連携推進事業補助金6,000万円、学校情報通信技術環境整備費補助金2,031万円、理科教育等設備整備費補助金855万円、計の 5 億3,752万円、県支出金 9 万9,000円、財政調整基金繰入金5,000万円、諸収入2,160万円などを計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第66号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）（登壇）

この予算書の何ページかな、保健衛生費の中の消耗品のことでちょっとお尋ねをしたいんですけども、これは一般質問の中でも、市長の答弁の中でもお話があっておりましたけれども、経済対策と新型のインフルエンザの予防を兼ねてのマスクですね、そのことでちょっとお尋ねをしたい。

これは52万枚買いんさっという話で、5万2,000人分、市民1人当たり10枚ということで、これずっと計算したら82円ですもんね。1枚8円20銭ですよ。私は、こういうふうな、せっかく新型インフルエンザ対策でするマスクを、予定のマスクはどういうマスクになるのかなと。8円20銭でよかマスクは買わるとかなと思うわけですよ。確かに大量に買うけん、安くなる分もあるかわかりませんが、まず、ここでお尋ねしたいのは、購入予定のマスクは抗ウイルス対応のマスクなのか、まずお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

このマスクは、サージカルマスクといって、紙でできて、抗菌対応のマスクです。布よりもそっちのほうが今は抗菌、通さないというように対応されておりますので、そういうマスクを買うようにしております。

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

私もちょっとマスクを調べたとですよ。それで、抗菌フィルター付きのマスクは5枚で399円、1枚80円ぐらいになるわけですよ。大量に買われたから、今8円ぐらいで抗ウイルス対応のマスクがあるという話ですけども、本来は大体どんぐらいすつとか、その値段ぐらいいになったとですか。1枚当たり8円20銭、本来は1枚買ったらくんぐらいすつとばってん、例えば52万枚を一遍に発注するから、それだけ安くなったとか、その辺はわかりますが、通常価格というか、そういうのは。

議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

國井くらし部長〔登壇〕

これ、うちのほうで用意しておりますのは50枚入りの400円というのを買ってあります。これは医薬の専門メーカーのほうから買いますので、これは抗菌マスクで十分使用に耐えられるということで買ってあります。

議長（杉原豊喜君）

金額を聞かれている、金額。大量に買いよるけん、安かとかと。

國井くらし部長（続）

これは単価で一応1箱400円というのではじいてあります。

議長（杉原豊喜君）

そいけん、大量に買いよっけん、安かとかて言いよっと。普通買うぎ、もっと高かばってん。

國井くらし部長（続）

いや、一応これ普通の単価でしておりますので、安く買っているというようなことはありません。普通の単価で買うようにしております。普通の定価ですね。ですから、また契約になると、その辺が少し変わってくるかもわかりませんが、一応予算をはじくというところで、定価ではじいてあります。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

20番松尾初秋議員

20番（松尾初秋君）〔登壇〕

抗ウイルスのマスクという答弁だったんですけどね、本当に1枚8円20銭ぐらいで、本当によかとの買えるのかなという感じのするわけですよ。だけん、市長も、結局商品購入に当たっては、ちかっと枚数は減らしてもよかけんですよ、本当に耐用のよかとは買っていただきたいなと思うんですけども、その辺はどがんでしょうか。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御指摘はそのとおりだなと思って聞いておるんです。ただ、今回のマスクは、さっき説明をしたかどうか失念しましたけれども、これ使い捨てマスクなんですね。ですので、そういった意味からすると、使い捨てを前提とすると、布より紙のほうが今は抗ウイルス性が高いと、抗菌性が高いということは、私も何人かのお医者さんから聞いておりますので、実際購入するに当たっては、もう一回議員の御指摘を踏まえて、購買先と十分調整をさせていただきます。そして、私たちとすれば、やっぱりこれ結構、発生するとパニックになると思うん

ですね。ですので、定価で買うのではなくて、もっといっぱい買うように営業努力をしたい
と思います。うちは営業部もありますので、頑張りたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

先ほどの中で、今回の一般質問で黒岩議員のほうから北方も山内も格差のあるというよう
な話でされておりましたけれども、せっかく言っていたら、東川登、西川登
もおくれとると言っていたら、なぜかという、例の維持管理費。維持管理費は大体
どこら辺に使おうと欲するの予算なのかを、まず1点お尋ねしたいと思います。道路の維持
管理。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

お答えいたします。

維持管理につきましては側溝の新設舗装、あるいは新設補修ですね、それから舗装補修、
そして、局部的な道路の拡幅、こういうものに充てたいというふうを考えています。これは
道路パトロールから上がってきて、直したほうがいいよというふうになってきたところに、
ずっと使いたいというふうに思っています。あと地域連携推進事業では、路線を10路線とい
うふうに決めて予算計上しております。

議長（杉原豊喜君）

19番山口議員

19番（山口昌宏君）〔登壇〕

私が言いたいのは、東川登、西川登のことなんですけれども、一般質問の中でも再三言っ
ておりますように、高速道路の側道、道路パトロールは今現在どこら辺をパトロールされて
いるのかわかりませんが、今、側道を車で行ったら、車1台しか通れません。昔、私、
県から出向されておりました土木部長さんがおられたときに、維持管理はどこばすつとで
すかと言ったら、主要市道と言われたですもんね。これもひょっとするに、主要市道だけ
に使うということになれば、そういうふうな面も考慮しながら、維持管理はしていただき
たいと思いますけれども、その辺のところも含めて予算計上されているのか、御答弁を願
いいたします。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回の予算計上におきましては、主要道路というふうな位置づけはしていません。市道で

補修せにゃいかんところは、すべて補修していくということで上げております。（「主要市道ってどこやろうね」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

26番川原議員

26番（川原千秋君）〔登壇〕

(6)ページでございます。衛生費の中で、環境衛生費の中の負担金補助及び交付金ですね。ここには400万円、住宅用太陽光発電システム設置費補助金が計上されております。これは私が3月の一般質問のときに取り上げたことでございますが、今回このような形で計上されて、本当によかったと思っております。それで、この400万円の内容なんですけれども、これは1キロワット当たり幾らというような補助になるのか、そのあたりの説明をちょっとお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

これにつきましては、今回予算をつけてもらったら、すぐ補助金交付要綱を交付したいというふうに思っています。その中で、今、案として考えておりますのは、1キロワット当たり5万円の補助をしたらどうかというふうに今考えております。そして、上限が20万円というふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第14 第67号議案

日程第14．第67号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

宮下水道部長〔登壇〕

第67号議案 平成21年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条では、収益的収支の収入、支出それぞれに500万円増額するものです。

第3条では、資本的収支の収入、支出それぞれに1億5,000万円増額するものです。

この補正内容につきましては、6ページからの補正予算説明書により説明させていただきます。

まず、収益的収支でございますが、地域活性化経済対策水道施設耐震調査事業として500万円を増額するものであります。これにつきましては水道の基幹施設の耐震調査ということで、収入は一般会計補助金としておりますが、その財源については、先ほどの第66号議案で説明がありましたように、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を予定しております。

7ページの資本的収支では、北方町の杉岳白仁田地区配水施設整備事業としまして1億5,000万円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、同様に臨時交付金7,500万円と水道企業債7,500万円を予定しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第67号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15 報告第1号

日程第15．報告第1号 平成20年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

報告第1号 平成20年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について補足説明を申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成20年度予算において繰越明許費の議決をいただきました事業の繰り越し状況について御報告するものでございます。

議案書14、15ページをごらんください。

ここに掲げております事業については、それぞれ平成21年度に繰り越しております。

2款．総務費、1項．総務管理費の山内支所周辺整備事業ほか17事業については、地域活性化生活対策臨時交付金を活用した事業で、合計で3億4,384万円を繰り越しております。

そのほか2款．総務費、1項．総務管理費の洪水ハザードマップ作成事業につきましては340万1,000円を繰り越し、6月下旬に完了を予定されているところでございます。

2項．企画費の定額給付金事業では8億2,042万4,000円を繰り越しております。定額給付金は4月24日から給付を開始しており、申請の受け付けが9月末までとなっております。

3款．民生費、2項．児童福祉費の子育て応援特別手当支給事業3,156万8,000円を繰り越しております。子育て応援特別手当についても4月24日より支給を開始し、申請の受け付けが9月末までとなっております。

8款・土木費、2項・道路橋梁費の市道追分医王寺線新橋橋梁調査業務については520万円を繰り越しております。7月下旬に事業の完了を予定されているところでございます。また、市道白仁田線整備事業については853万4,000円を繰り越し、5月に事業を完了しております。

9款・消防費、1項・消防費の防火水槽新設事業については497万2,000円を繰り越し、5月に事業を完了しております。

11款・災害復旧費、1項・農林施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業については761万2,000円を繰り越しております。これは菅牟田のため池の災害復旧費で、12月に事業完了を予定されているところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第1号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思っております。

日程第16 報告第2号

日程第16・報告第2号 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第2号 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

繰越明許費の内容としましては、事業認可変更設計業務委託費と管渠布設工事費でございます。

繰り越しの理由でございますが、事業認可変更設計業務委託費につきましては、国の平成20年度第2次補正に係る地域活性化生活対策臨時交付金の対象事業として採択を受け、実施するものでございまして、3月議会での予算化で委託期間がとれなかったために、未発注のまま委託料1,348万6,000円を繰り越したものでございます。

また、管渠布設工事につきましては、西浦地区の幹線管渠工事で施工に約5カ月間を要する工事でございますが、区画整理事業の交差点改良工事及び高架事業の在来線撤去工事との調整から発注が3月になり、年度内完了が困難となりましたので、工事請負費2,161万5,000円、事務費10万1,000円、計2,171万6,000円を繰り越したものでございます。繰越額は合計で3,520万2,000円でございます。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第2号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第17 報告第3号

日程第17．報告第3号 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

松尾まちづくり部長〔登壇〕

報告第3号 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。

繰越明許費の内容としましては、高架下の観光交流センター2期工事関係で4件、西浦交差点の道路改良工事関係で4件の計8件の工事費と、新幹線着工に伴います区画整理事業の事業計画実施計画変更業務委託費でございます。

繰り越しの理由でございますが、観光交流センター2期工事関係では、JR九州が施工する高架事業の駅舎2期工事との調整で、西浦交差点の道路改良工事関係では、県が施工する旧線路敷撤去工事との調整で、また、事業計画実施計画変更業務では鉄道・運輸機構との協定に不測の時間を要したことから、年度内完了が見込めなくなりましたので、工事費7,495万550円、委託料1,427万7,500円、事務費として需用費を19万1,950円、合計8,942万円を繰り越したものでございます。

以上、報告いたします。

議長（杉原豊喜君）

報告第3号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第18 報告第4号

日程第18．報告第4号 平成20年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

大庭政策部長〔登壇〕

報告第4号 平成20年度武雄市土地開発公社事業報告について御説明申し上げます。

これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。

平成20年度の武雄市土地開発公社の事業報告及び決算につきましては、去る5月21日の武雄市土地開発公社の理事会において御承認を受けたものでございます。

それでは、1ページの平成20年度の事業報告から御説明申し上げます。

初めに、1の土地の取得及び工事につきましては、実績がございません。

次の2の土地の処分・附帯等事業についてでございます。

(1)の公有地処分事業では、武雄温泉保養村など2件の処分がございまして、売り渡し面積で4万2,821.86平米、金額で1億2,358万6,541円となっております。

(2)の附帯等事業収益では、武雄温泉駅南口の清本鉄工所跡地駐車場収入などで1,957万1,603円となっております。

続きまして、4ページの決算報告書について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。

収入の部では、第1款・事業収益と第2款・事業外収益と合わせまして、決算額で1億4,319万1,732円となっております。

支出の部では、第1款・事業原価、第2款・一般管理費、第3款・事業外費用、第4款・予備費、合わせて1億5,513万3,544円となっております。

次に、5ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の部では、第1款・資本的収入で、決算額が16億1,150万円、支出の部では、資本的支出で決算額17億4,482万5,774円となっております。

10ページをごらんください。

損益計算書について御説明申し上げます。

1、事業収益でございますが、公有地取得事業収益と附帯等事業収益合わせまして1億4,315万8,144円となっております。

次に、2の事業原価で、公有地取得事業原価と附帯等事業原価合わせまして1億5,505万7,524円となっております。事業収益から事業原価を差し引いた額から、3の一般管理費の7万6,020円を差し引き、4の事業外収益3万3,588円を加え、経常損失で1,194万1,812円となり、これが当期損失となっております。

財産目録については説明を省略させていただきます。

続きまして、(11)ページの貸借対照表につきまして御説明申し上げます。

資産の部では、流動資産の合計16億2,648万1,181円、固定資産の合計356万4,092円、資産合計で16億3,004万5,273円となっております。

負債の部では、流動負債の16億1,259万3,352円となっております。

資本の部で、基本金300万円、準備金は前期繰越準備金2,639万3,733円から当期損失1,194

万1,812円を差し引き、1,445万1,921円となっており、これに基本金300万円を加え、資本合計で1,745万1,921円となっております。

12ページのキャッシュ・フロー計算書について御説明申し上げます。

の事業活動によるキャッシュ・フローでは、公有地の売却収入、駐車場収入などの収入分と、支払い利息や事務費など、公有地取得事業支出などの支出分との差額1億2,562万3,938円となり、の財務活動によるキャッシュ・フローのマイナス、1億1,595万5,000円と合わせて、の現金及び現金同等物増加額で966万8,938円となり、これに現金及び現金同等物期首残高を加え、現金及び現金同等物期末残高で1,090万6,031円となっております。

以上で平成20年度武雄市土地開発公社の事業報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

報告第4号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件も法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第19 報告第5号

日程第19. 報告第5号 平成20年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。浦郷教育部長

浦郷教育部長〔登壇〕

報告第5号 平成20年度財団法人武雄市体育協会事業報告について、御報告を申し上げます。

地方自治法の規定に基づきまして、武雄市体育協会から事業報告書が提出をされましたので、御報告をいたします。

事業の概要につきましては1、2ページ、20年度の事業報告につきましては3ページをごらんいただきたいというふうに思います。

そして、歳入歳出の決算でございますけれども、まず、歳入でございます。

4ページであります。

武雄市補助金及び管理運営委託料ほかで4,439万1,699円、歳出につきましては管理費、事業費等で決算額4,230万740円となっております。

歳入歳出差し引き残額209万959円は平成21年度へ繰越金といたしております。

以下、次のページ以下に貸借対照表をつけておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、簡単でございますけれども、平成20年度財団法人武雄市体育協会事業報告を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

報告第5号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第20 報告第6号

日程第20 . 報告第6号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。牟田山内支所長

牟田山内支所長〔登壇〕

報告第6号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

追加議案書の5ページでございます。

この件につきましては、市道黒髪山線における事故に係る損害賠償の額について、平成21年6月8日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成21年5月10日午前10時50分ごろ、武内町在住の方が所有する車両が山内町大字宮野の市道黒髪山線を走行中、道路横断側溝のグレーチングぶたがはね上がり、車両のガソリンタンク等に当たり、破損したものであります。車両を運転されていた方や同乗されていた方には、けがはございませんでした。

損害賠償額は車両の修理に係る費用の12万6,720円で、この賠償金につきましては全国町村会総合賠償保険から全額補てんされるものでございます。

なお、今後このようなことがないように、道路の維持管理に努めたいと思っております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

報告第6号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

日程第21 請願第2号

日程第21 . 請願第2号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願書の趣旨説明を行わせてもらいます。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要でござい

ます。教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させる必要があることから、実は下記
のほうに請願項目 5 項目掲げておりますが、この 5 項目の実現につきまして、ぜひ意見書を
採択していただきますよう請願をいたします。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

請願第 2 号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 14時33分